

第3回国際植物防疫条約に関する国内連絡会速記録

平成20年9月17日

農林水産省

平成 2 0 年 9 月 1 7 日

於・農林水産省三番町共用会議室

第 3 回国際植物防疫条約に関する国内連絡会速記録

目 次

1、開会の挨拶	1
1、配付資料の確認等について	2
1、委員紹介	4
1、I S P M採択以外のC P M 3 報告事項	4
1、I S P M 各国協議案の説明と我が国の対応方針案について	13
1、閉 会	52

開 会 の 挨拶

横地課長補佐 こんにちは。お集まりいただきましてありがとうございました。

時間になりましたので、第3回国際植物防疫条約に関する国内連絡会を開催いたします。

この会は今回で第3回目ということになりまして、植物防疫条約に関連する各種基準などについて皆様の御意見をお伺いするという会でございます。

それでは、開会に当たりまして農林水産省消費・安全局植物防疫課長の都倉から御挨拶さしあげます。

都倉植物防疫課長 どうも皆さんこんにちは。植物防疫課長の都倉でございます。

平素の植物防疫行政への御協力、並びに本日お忙しい中御出席いただきまして本当にありがとうございます。

本日の国内連絡会で御紹介するテーマでございますが、直接植物防疫規則に関するものではありませんが、国際植物防疫条約が策定する国際基準でありまして、いわば各国における植物検疫規則のガイドラインとなるものであります。ガイドラインでございますが、今後の植物検疫措置の方向に強くかかわるものでありまして、重要なものと考えております。

このため、このような国内連絡会を昨年9月から随時開催しておりまして、今回は第3回目になります。第2回目からは公開で意見交換を実施しておりまして、今回も同様に公開で意見交換を実施したいと考えております。

と申しますのは、植物検疫の規制措置が制定、改定されることで直接の影響を受けられる関係者の方々、本日お集まりの消費者、そして輸出入、流通関係者の方々、そして生産者の方々などが含まれますが、本日の国内連絡会ではこうした皆様に適切な情報提供を行うとともに、それぞれの立場からの御意見を伺えればと考えております。

この機会でございますので、植物検疫をめぐる国際的な動向について御紹介いたします。

I P P C は 1995 年以降 31 の国際基準を策定しております。最近の動きとしては大きく分けまして2つの動きがあると考えております。

1つは、国際基準でございますが、徐々に個別具体的なものに推移してきております。例えば本日の話題にもなっておりますミバエのトラッピングなど個別具体的に実際の植物検疫措置の実施に直接影響を及ぼす基準というものが入ってきておりまして、かなり具体的なものになってきているというのが1つの特徴であります。

2つ目の特徴でございますが、提案の対象とする範囲も拡大してきております。従来ですと、植物検疫でございますから、植物自体であったわけですが、植物自体ではないもの、例えば木材こん包材を初めとしまして船舶や航空機に付着する病害虫の取り締まりに関する基準の策定なども提案されているところでございます。

ただ、いずれにしましても植物検疫措置につきましては3つの原則がございまして、1つは、科学的根拠に基づいて行われること、2番目は、病害虫の危険度に応じた措置であること、3番目は、内外無差別の原則によっていること等を遵守しながら進める必要があると考えております。今後ともこれらの原則を踏まえつつ、検討を行っていくことといたしております。

本日は、関係者の皆様の意見を伺いつつ、より透明性の高い植物検疫行政を今後とも推進していく所存でございますので、短い時間ではありますが、実りある意見交換になりましますように忌憚のない意見をいただきますようお願い申し上げます。

なお、本日の資料や議事録の概要については後ほど農林水産省のホームページに掲載しますので、御了承いただきたいと思います。

冒頭に当たりまして私からは以上でございます。どうぞ本日はよろしく願いいたします。

横地課長補佐 ありがとうございます。

配付資料の確認等について

横地課長補佐 それでは、本日の進行について簡単に冒頭御説明をさしあげます。

本日は17時を終了めどとさせていただいております。

国際基準の設定手続等の説明をさせていただいた後に、現在我が国を含めて各国に協議されています、次に制定されるめどである国際基準について意見交換をさせていただくということにしております。

なお、今回御意見をいただくという各国協議に諮られている基準は全部で7つございます。この7件について本日5時までの間で御意見を頂戴しようと思っております。1件当たり15分ないし20分という短い時間になってしまう予定でございますので進行に御協力いただけますと大変助かります。

なお、最後になりますが、私、本日司会進行させていただきます植物防疫課の横地と申

します。よろしくお願いいたします。

では、以後座らせていただいて進行させていただきます。

それでは、続きまして、資料の確認をさせていただきたいと思います。

お手元に配付させていただいております資料は、配付資料という1枚紙から順にめくっていただくと、まず国内連絡会の議事次第という1枚紙。それから、国内連絡会出席者として委員の方々、事務局の名簿をつけさせていただいております。それから、座席表をつけさせていただいている後に、本日の説明に関する資料を添付しております。

右肩に資料1 - 、資料1 - 、資料1 - という一綴りの資料。ございますでしょうか。

その後、同じく右肩に資料2と書いてございます、A4の横紙の資料。一綴りございますでしょうか。これについては、1ページから通し番号で13ページまでになってございます。もし落丁等ございましたらいつでも結構ですので、こちらのほうに連絡いただければと思います。

それから次、資料3と書いてございまして、英文の資料一式になります。これは通し番号で44ページになります。これも落丁等ございましたら途中でも構いませんので御連絡いただければと思います。

それから、資料4。和文の資料になってございます。通し番号で50ページになっております。

それから資料5、これについては通しで12ページまで。

最後にアンケートを添付させていただいております。この会議は第3回目になるのですが、今後の運営などに参考にさせていただこうと思っておりますので、ぜひ御意見などを頂戴できればと思います。空き時間等で記入していただいて、事務局までお届けいただければ、あるいはお帰りのときにお渡しいただければ大変助かります。よろしくお願いいたします。

資料については以上でございます。

委 員 紹 介

横地課長補佐 それでは、続きまして、本日御出席いただいております委員の先生方の御紹介をさせていただきます。恐縮でございますが、あいうえお順で紹介させていただきます。

ます。

社団法人日本くん蒸技術協会の秋山博志様。

全国農業協同組合連合会の井手健博様。

続きまして、日本生活協同組合連合会の鬼武一夫様。

続きまして、社団法人日本果樹種苗協会の小野祐幸様。

続きまして、社団法人日本種苗協会、金子英人様。

続きまして、社団法人全国植物検疫協会、古茶武男様。

続きまして、日本園芸農業協同組合連合会の鈴木秀明様。

続きまして、社団法人日本荷主協会、春原博様。

続きまして、独立行政法人種苗管理センター、田島和幸様。

続きまして、全国農業協同組合中央会、丸澤充芳様。

続きまして、日本消費者連盟、山浦康明様。

続きまして、社団法人日本青果物輸入安全推進協会、米倉幸夫様。

以上でございます。

I S P M採択以外のC P M 3 報告事項

横地課長補佐 それでは、早速でございますが、議事に入りたいと思います。

まず資料1に沿って御説明させていただきます。「I S P M採択以外のC P M 3 報告事項」でございます。スライドを使用いたしますので、前のほうの照明を暗くさせていただきます。御了承いただければと思います。

それでは、農林水産省消費・安全局国際基準課長、小川のほうから説明させていただきます。

小川国際基準課長 皆さん、こんにちは。小川でございます。

資料1 - 、 、 と書いてある資料をお手元に用意いただければと思います。資料1 - はスライドでございますので、正面にあるものを使います。それ以外に参考として資料1 - と1 - を適宜使用したいと思います。

私のほうからは、タイトルの後段部分でございますとおり、C P M 3、ことしの4月に行われた総会の報告をしようと思っております。

伝えたいことでございますけれども、主として国際基準の策定手続で、今回3回目の総

会で変わったところ、かつ、今後に影響を与えるというふうに思われることについて説明したいと思います。

さらに、国際基準の作成以外でI P P Cが今後取り組んでいくことでよくよく注意していかなければいけないということで、国際認証について御紹介申し上げたいと思います。

まず本題に入る前に幾つか確認をしておきたいと思います。

今回国際植物防疫条約、I P P Cというものについて取り上げているわけですが、けれども、これは1951年に成立して、今は170カ国ということで、事務局はF A Oが行っている。先ほど冒頭の説明にもありましたけれども、扱っている範囲がだんだん広がっているという御紹介がありましたけれども、実はI P P C条約自体の範囲は改正されていないわけです。ここに書いてあるとおり、植物検疫を目的としているのではなくて、有害動植物のまん延、侵入を防止しております。したがって、対象は植物に限定されません。I P P C条約上は広がっています。目的はペストです。

その主な活動でございますけれども、1つは、国際基準を作成するというので、この会議のメインテーマにもなっておりますが、それ以外にも適切な措置を促進するという観点から技術協力の実施もしておりますし、実は今まで活用された例はありませんが、技術的な問題についての紛争解決(dispute settlement)の場も持っております。

ここでつくられる国際基準のことをI S P Mというふうに呼んでおります。ここで確認しておきたいことは、I S P Mは、W T OのS P S協定における国際基準になっておりますので、W T Oは自国の植物検疫措置をI S P Mに基づいてとらなければいけないという法的義務を持っております。これはI P P Cと兄弟と言われているもので言えば、食品安全におけるCodex、それから動物の健康について言われるところのO I Eコードですね。これがそれに相当いたします。

さらに、国際基準の手続で主体の面から見てみますと、実はI P P CではC P Mと書いてある総会しか決まっています。そして、この総会の決議事項としてここで全部のことを決めるわけにはいきませんので、その下に補助機関(subsidiary body)として基準委員会というものが設定されています。さらに、その下に、だんだん多岐にわたっていますので、専門家レベルでたたき台をつくるグループとしてテクニカルパネルと専門家作業部会というものが設定されて、だんだん上に上がって行って採択になるという構図になっております。

ここで注意しておかなければいけないことは、恐らくここだと思えます。I P P Cは

170 の国がつくっている組織なのですけれども、実は国が参加して意見を表明できるのはこの総会だけです。

では、このテクニカルパネルとか基準委員会は何なのかといいますと、ここに日の丸がかいてあるところには日本の人が物理的に参加しているということを意味しておりますけれども、日本の代表としては出ていません。そのエリアの植物検疫の専門家として出ています。そんなこと言ったってフィクションじゃないかという説はあろうかと思えますけれども、一筆入れさせられています。したがって、そういう意味ではOIEでも技術家アドホックグループみたいなものが設立されるのですけれども、ここで出てくる基準委員会とテクニカルパネル、専門家作業部会で出てくる意見は個人の意見になります。

次に手続の面で見えますと、実はIPPCでも手続としてこの8ステップが決まっております。どこかで見たことがあるかと思えますけれども、Codexで8ステップを使っているのと多分数字は合わせたのだと思います。

スタートは新規トピックの募集。何をするのかから始まります。そこからワークプログラムまでは実は表に出てくるのは1行だけです。タイトルしか出てきません。仕様書になってA4の2ページぐらいの中身が出てきます。そして、案の作成になって、加盟国の協議になって、採択されます。

ここにそれぞれの主体が出てきますが、最初は総会で基準委員会、専門家作業部会になって、また基準委員会で、総会にかけられます。そして、先ほど申し上げましたが、物理的に会議に出て決議権を持って発言して決められるのは総会だけです。それ以外の部分については国としては書面でコメントを提出するといった形で日本国としての意見を出していくことになります。

さて、本題に入っていきます。

今あった策定手続に従って、今次ことしの4月の総会で何が決まったかということで、一番最初の取っかかりの部分、ステップ1、ステップ2について何が決まったかを見てみたいと思います。

ステップ1とステップ2、新規トピックの募集でございますけれども、もともと何について国際基準をつくっていくのかというのはIPPCの場合2年に1回決めていきます。ことしはその回でした。普通加盟国を組織としている組織ですので、加盟国が提案できるのは当たり前なのですが、IPPCの場合、おもしろいのは、専門家集団であるところのテクニカルパネルも案件を提出することができます。それから、例えばWTOのような国

際機関もニューワークをプロポーズできるというふうになっております。

そして、こういったものが出てきますと、ステップ2でワークプログラム、つまり、今、どんな作業状態にあるのかということ調整・採択いたします。

これは資料1 - 、英語の1枚紙を見ていただきますと、いろんな人間がこういう作業をやろうじゃないかと言って提案してくるのですけれども、何が作業を行うことになるかの基準を定めたものです。これを見ていただきますと、Core criteria、Supporting criteriaで、実用的か、エコノミックか、ストラテジックに合っているというのがありますし、この中で特徴的なのは環境影響(environmental)をI P P Cは考えるということになっています。ここは実は動物の健康をやっているO I Eでは環境影響はやりませんということを宣言しておりますので、I P P Cの1つの特徴になっています。

この選定基準に照らして決めることは、これについて作業するというを新規トピックについて決めるだけではなくて、あともう2つ。1つは優先順位を決めることになりま。急いでいる作業か、普通にやっいいのか。それから、策定プロセス。通常の手続でいいのか、あるいはスペシャル・プロセスという 後で説明いたしますが、今次総会で採択された新たなプロセスでやるのか、これも決めることになります。

資料1 - が決まったI S P Mワークプログラムです。概要の表にまとめておりますけれども、実は今回カントリー・コンサルテーションにかかっているのは7つなんですけれども、これはステップ5の7という数字のところですね。それ以外に今回新しく採択された9つ、それから仕様書(specification)をつくっている6つ、それから案を作成したり、見直しをしているものが74です。総数約100あります。これを分類で見ますと、そのうちの7割強がハイ・プライオリティー、急いでいるものです。それから、策定プロセスで見ますと、そのうちの約60がスペシャル・プロセスです。

さらにこれを詳しく見ますと、資料1 - になります。これは個票状態でまとめたものですが、今年まとめたのはステップ2の新規採択というところを見ていただければと思います。また後ほど説明にありますカントリー・コンサルテーションにかかっているところは、5ページを見ていただきますと、そこにステップ5ということで、加盟国協議中という7つがあります。

それ以外に、例えばその下を見ていただきますと、ステップ6の「I S P M案見直し中(スペシャル・プロセス)」と書いてあるところがあります。ここはI S P Mの28なんですけれども、植物検疫処理の国際認証を行っているものなんですけれども、これがこう

いった形ですらざらっとたまっている状況にあります。こういった技術的なものについてはスペシャル・プロセスということで、例えば4ページ目に書いてある検疫処理、すなわちチチュウカイミバエのためのレモンの低温処理とか、そういったものも全部スペシャル・プロセスという扱いになっております。このスペシャル・プロセスについては次に説明してまいります。

さて、これはレギュラー・プロセスのステップをかいてあるのですけれども、案をつかって加盟国で協議して、もう1回見直すというシステムがあります。

これに対して、今次総会で決まったものがこのスペシャル・プロセス。今申し上げましたステップ4、5、6について、従来はファスト・トラックと呼んでいたものを改めてスペシャル・プロセスという名前に変えております。これは先ほど申し上げました検疫の処理とか放射線処理といった技術的な問題についてテクニカルパネルですとか、スタンダード・コミッティーというのは会議をeメールベースで開くことができる。要はみんな世界中から集めて会議を開くのではなくて、メールを介してどうしますかという決定ができるとか、あるいは総会前の協議、ステップ7において、正式な異議文書(formal objection)が提出されなければ総会では議論しないで採択する。スムーズに物事が動くようになっております。

問題は異議が出された場合ですね。例えば放射線処理などは前回は説明申し上げましたが、日本は異議文書を出しています。その後、どういう処理になるかということですが、スペシャル・プロセスですと、スタンダード・コミッティー、基準委員会の判断により、レギュラー・プロセスに移行するのか、あるいはそのまま総会に持っていくのかということが基準委員会のeメールベースでの会議で決めることができるということになっていきます。

3番目でございますけれども、そういったプロセスを経て採択手続にいった場合の今次総会というか、I P P Cの特徴でございます。

1は、私自体は先ほど言ったCodexとO I E、I P P C、これが国際基準設定機関として位置づけられておりまして、幸い全部に参加しております。

そこで、F A Oで行うI P P Cの会議の特徴というのを1つ申し上げますと、総会で議事をいたします。そうすると、問題点というのが各国から旗があがって出てくるわけですね。そうすると、総会で何をするかといいますと、論点の整理をするにとどめます。あとは関係者が集まって、昼休みとか夜に議論して、結論を持ってきてくれと言って、プレナ

リーでは論点の提起と整理だけを行います。中身の議論はサイドミーティング、総会ではない場所で、例えば議長の部屋とか、そういうところで行って、次の日、結論を報告します。それを採択するということになります。そういう意味ではレポートを読まれたときに、ちょっと短いなと思われた方がいらっしゃったら、それはサイドミーティングの報告をして、それを採択するという結論になっているからだというふうに御理解いただければと思います。

具体的に見てみましょう。

これはことしのC P M 3の時間割になります。いわゆるプレナリー、本当に総会をやった記録に残るものというのは、月、火、水、木の午前の3時間、午後の3時間になるわけです。これを見ていただきますと、月曜日から始めていくと、まず19時から22時というのは必ず時間がとられています。これは国際基準の中身を議論するんですね。プレナリーでは意見がある人、手を挙げてくださいと言うと、手を挙げて、文書が提出されている。そういう人たちは夜に議論しましょうということになります。ここは通訳が入ってしっかりと夜の10時まで議論します。それ以外にも、例えば今次総会では外部評価、すなわち行政監察みたいなものが入ったレポートの議論をしたのですが、これがプレナリーでどう扱うかというのがもめたわけです。そうしますと、昼に議論して、その結果をここで報告してくれと。それから、新規トピック、先ほどのワークプログラムの議論も総会ですんなり決まらなかった。それであればお昼にやろうやとあって、ここで論点が出てきて、関心国はこっちにいてくれということで、この結論を報告して、先ほど書いたワークプログラムができ上がった。

それ以外にも、例えばメチルプロマイドについてはI S P M案にするのか、そうじゃないのかということも議論するので、ここの場所、それからここの場所を使っております。それから、コンプライアンスについてもプレナリーで問題になったので、こっちに行く。そういう意味では、例えば同時に2つやっている場合には複数名いないとそれぞれの議論には参加していけなくなるということが1つ。

それから、こちらはちゃんと通訳も入ってマイクロホンでやるのですけれども、この辺になってくると、私はこの2つで申し上げると、こっちしか出ていないのですけれども、10人ぐらいしかいないんですね。当然マイクロホンもないですし、言語も英語だけに制限されます。そういった形で、実はここのサイドミーティングが重要になってくる。そうしますと、先ほどの放射線処理ですとか、虫の同定基準などもこういった場に持ち込まれ

るわけですね。総会に行っても意見を出している人間はまだ満足できません。ところが、昆虫の触覚がどういう形になっているかというのを総会で議論する事項には適さないわけですね。そうすると、こういったセクションに持っていかれて、そこで濃密に議論することになる。これを見ていただけるとおわかりかと思いますが、実は行っている人間は8時半から夜10時まで議論をすることになります。この中で適宜サンドイッチなり何なり昼と夜の分は食べていくということになります。

もう1つは、最後にその他の取り組みというので国際認証。先ほどの植物検疫措置の国際認証ですね。チチュウカイミバエのレモンの低温処理とか、そういったものはISPM 28になっているのですが、もう1つ、ペストの状態、病害虫の状態についての国際認証というものが検討されています。これは現在IPPCがある地域の病害虫の発生状況を認証するための手続です。つまり、A国はミバエフリーであるとか、B国のXY州はミバエフリーであるとか、そういったことをIPPCが認証してやるということです。

経過的には2005年からこの議論は始まっておりまして、ずうっと議論してきまして、本年7月に公開作業部会を開催して、来年の総会で今後どう進めていこうかということが議論されます。これは御存じの方がいらっしゃるかもしれませんが、植物と同じように動物のOIEのほうは10年以上前からやっているものです。新聞等でアメリカがBSEで管理されたりリスク国の認定を受けたというのはこれなんですけれども、OIEのオフィシャル・レコグニションというものが参考になっています。これはOIEでは重要だとされている口蹄疫、牛疫、牛肺疫、BSEについて適宜始めていって、認証をもらいたいという人はそれなりにお金を払う。そうしますと、総会で決議されます。最後に、これはポルトガルのものですが、証明書の授与が行われる。恐らくIPPCでもどういったペストについてどういう手続をやっていくのか、あるいはそのために必要な条件は何なのかといったことが議論されていくことになるかと思えます。

私のほうからはことしの4月の総会で皆様に御報告すべきと思われる事項を報告させていただきました。

以上でございます。

横地課長補佐 ありがとうございました。

ただ今、小川からISPMについて、それから策定手続について、加えてその他国際認証などについても幅広く御説明させていただいたところでございます。

この機会でございますので、御意見、御質問等ございましたら頂戴いたしたいと思いま

すが、どなたかいらっしゃいますでしょうか。

山浦委員 参考資料2のほうのワークプログラムの中で放射線処理の見直し中という御説明がありましたけれども、ステップ6にかかっているということで、今後の審議の行方についてどのような可能性があるのかということをお伺いしたいと思います。前回もお話ししたと思うんですけれども、日本における放射線照射の実態からしてこういった国際基準が作られてしまうと日本の消費者としては困ったことになる。そういう印象を持っておりますので、よろしくお願いします。

横地課長補佐 ありがとうございます。

現在ステップ6、スペシャル・プロセスにのせられているものについての今後の行方ということです。

阪村検疫対策室長 検疫対策室の阪村でございます。

放射線処理の一連の案でございますけれども、前回各国協議に諮られたコメント、これを集めまして、T P P Tといいますから、Technical Panel on Phytosanitary Treatments、植物検疫処理の技術パネル、こちらのほうで各国から寄せられたコメントをもとに案を練り直している。それがまとまれば、今度スペシャル・プロセスとして総会の前に提案される。総会でまた諮られる。オブジェクションが出ればまたそこで議論されるということになると理解しております。

山浦委員 その際の日本のポジションというものについてどのようにお考えなのかをお聞かせ願いたいと思います。

阪村検疫対策室長 前回コメントを出したものが、1つには線量ですね。放射線の強さ。これについて、ある虫、ある作物に特定して試験されたデータが広い範囲の作物に適用されておりましたので、その点を指摘したということでございます。

横地課長補佐 よろしいでしょうか。

山浦委員 この際、希望として申し上げたいのですけれども、放射線照射による実効性、効果のほどはどういうものなのかということについての科学的な報告等があるのかどうか。それから、この措置をすることによるデメリット、作物自体がダメージを受けるとか、さまざまな安全性上の問題があるのではないかといった、そういう科学的な議論についてしっかりとした検討をなされた上でこれがなされているのかどうか、もしそうでなければ日本としてもその辺のメリット、デメリットを強く主張していただきたいと思います。

阪村検疫対策室長 ありがとうございます。

御指摘がございました作物自体への害、それからもう1つは効果が本当にあるのか、何をもってそれを議論しているのかということでございます。

作物自体の害につきましては、メリット、デメリット、それはテクニカルパネルで取りまとめて、メンバーに提示した上で議論されております。

もう1つ、効果のほうについても、殺虫の試験及び論文調査等のレファレンスに基づいた論点をテクニカルパネルがまとめまして、それをもとに議論されております。

以上です。

小川国際基準課長 補足だけさせていただきます。

スペシャル・プロセスに上がるまでちゃんと審査がされているのかということで申し上げますれば、この検疫処理自体は、先ほど私ちょっと申し上げましたが、I S P M 28 に基づいて整理されているものでございます。I S P M 28、これは私の手元には英語しかないのですけれども、植物検疫所のホームページで日本語の仮訳が出ておりますが、そこにどういった条件を満たさなければいけないのかというのが、先ほどあったペストへの影響なり、効果なり、いろいろ要素はここに書いてあります。したがって、これにのっとったものが提示されているということです。

それから、もう1つ、冒頭の部分に、ここの部分を見ていただければ、後でチェックしていただければよろしいかなと思うんですけど、例えばここのスコープの一番最初に、The scope of this standard does not include issues related to other domestic requirements for approval of treatments. e.g. irradiation というふうに書いております。したがって、ここに書いてあることが、それ以外の国内での措置のことについては影響を与えませんよということで、例示で放射線照射だけが書いてあるんです。

そこにはさらに実は注がついておりまして、The inclusion of a phytosanitary treatment in this I S P M does not create any obligation for a contracting party to approve the treatment . . . というのがありまして、ここに掲げられて、すなわちこういうものが採択されたからといって、それが加盟国にその措置を領域内で受け入れなければいけないという何らのオブリゲーションを創出するものではないという注釈がついている。そういうものであるという前提で御理解いただければと思います。

横地課長補佐 よろしいでしょうか。

ありがとうございました。
ほかにございますでしょうか。
よろしいでしょうか。
ありがとうございました。

I S P M各国協議案の説明と我が国の対応方針案について

横地課長補佐 それでは、次の議題に移りたいと思います。

続きまして、本日の本題に入って参るわけですが、I S P Mの各基準案、現在各国協議に諮られているもの7本について、それぞれ御説明をさせていただきながら御見をいただこうと思います。

順番に進めさせていただきたいと思います。

まず各基準について各国協議案の概要を御説明させていただき、あわせて我が国の対応方針の概要についても御紹介させていただいた後、御意見をいただくという形で進めさせていただければと思います。7本ございますので、適当なタイミングで休憩を10分ほどとりたいと思います。3時過ぎぐらいにと考えておりますので、御協力いただければと思います。

それでは、まず「I S P M 15の改正」について、農林水産省消費・安全局植物防疫課検疫対策室長の阪村から説明させていただきます。

阪村検疫対策室長 紹介にあずかりました阪村でございます。よろしくお願いいたします。

今回7本というたくさんの基準案が出ております。これは先ほど小川から御紹介申し上げたように、総会、専門家作業部会、テクニカルパネル、基準委員会、こういうステップを経て各国に諮って意見を求めるという位置づけのものでございます。大部でございますけれども、なるべく要領よく説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。座って説明させていただきます。

まず最初資料2、横枠の資料でございますけれども、「各国協議された基準案の概要」、右のほうに「我が国コメントの概要」、これを使って説明させていただきます。それから、適宜原本であります資料3と4、それぞれ英語と日本語の各国協議案、これを使わせていただきたいと思います。

まず ISPM 15 の改正でございます。

皆さん御存じかと思えますけれども、この ISPM 15 というのは国際流通する木材こん包材に付着する病害虫の国際間の移動を阻止するための基準でございます。2002 年 3 月に承認されてございます。4 年間の実施期間を置きまして、2006 年 4 月、運用上不都合な点があるとか、不明瞭な点があるので施行上の経験を踏まえまして改正をしようということが総会で承認されました。その後、特に森林検疫に関する技術パネル、T P F Q と呼んでいますけれども、こちらのほうで原案をもとにしまして基準委員会などで検討して今回のこの改正案になってございます。

資料 3 と 4 をごらんになる場合ですと、それぞれ 1 ページから 6 ページにカバーされてございます。日本語と英語で別葉にしましたので、見にくいかもしれません。御不便はおわび申し上げます。

資料 2 のほうを注目ください。主な変更点について御説明させていただきます。

まずは規制対象を明確化する。これは木材こん包材と呼んでおりますけれども、今まで規定されていなかったものがタケとかヤシ、いわゆる単子葉植物を使ったこん包材でございます。日本では余り使いませんが、世界ではこういうものも使われておりますので、しかも、ある国からこういうものも害虫がついているという提起があったので、今回明記したということでございます。

2 番目でございますけれども、高度に加工されたワイン、葉巻などの贈答用の木箱、それから醸造用のたる、こういうものについては除外するというところでございます。

「高度に加工された」「贈答用」というあいまいな表現でございまして、虫が寄生するかしらないか、これについては別に贈答用だから寄生するとかしらないかということではなくて、加工の程度によります。ただ、こういうことをしっかりと規定しようという努力をそれぞれの集まりでいたしましたけれども、なかなか規定するのは難しいということで、このような表現になってございます。何が高度の加工で、何が贈答用に該当するかということについてはケース・バイ・ケースによります。

2 番目でございますけれども、木材こん包材の再利用に関する取り扱い。これに関してはちょっと複雑な話でございますけれども、もし原文を御覧になりたい場合には、資料 3、4 の 3 ページ、こちらに条文がございます。3 ページの左側の下のほう、4.3 「再使用、修理、または再生品化される木材梱包材に関わる処理とマーキング要件」。これをかいつまんで御説明させていただきますと、輸入された木材こん包材、これはそのまま捨ててし

まうものもあります。再利用して、一部が壊れていたら、それを直して、新しい材を当てて、また使用する、もしくは一遍全部ばらしてしまって、使えるものをまた再使用する、こういう場合がございます、この取り扱いをどうするかというのが現行ではしっかりと規定されておりませんでした。

(1) 輸入された木材こん包材をそのまま何も手を加えずに、さらに輸出に回すという場合には、追加措置は必要ございません。

それから、3分の1以下の部材を取りかえる場合、これを修理と定義いたしまして、その修理する場合には、すべて所定の消毒が行われた部材を使用する。すべての部材が消毒されているかどうか保証できない場合、この場合にはもう1度その木材こん包材を再処理するという規定でございます。この再処理するというのが新しい部分です。さらに、その再処理を行った場合、その行った国が新たな責任を持つという意味で、それ以前につけていたIPPCマーク、これは消して、その国のIPPCマークをつけなさいと言うのがこの案でございます。これが修理に関するもの。

もう1つ、3番目です。仮に3分の1以上の部材、これを取りかえた場合、これを再組み立てと定義いたしまして、その場合には有無を言わず木材こん包材をもう1度消毒しなさいと、古いIPPCマークは消して、新しいIPPCマーク、その国のIPPCマークをつけなさいという扱いでございます。

これは皆さん加盟国の経験からどうもマークがあっても虫が多い。特に修理されて、新たに追加されたと思われる材から虫が出るケースが多いという指摘に基づくものではございますけれども、ただ、私どもの考え、コメントでございますけれども、まず輸出国の責任ある機関、植物検疫当局、もしくはそれが団体に委任されている場合でしたら、そちらの団体のほうがすべてのこん包材が消毒されていますということが保証できる場合にはわざわざ再処理しなくてもよいのではないかと。理屈からすると全部部材が消毒されていけば問題ないわけですから、そういう規定で十分ではないかと。それによって消毒の手間、それから臭化メチルを使う場合にはなるべく臭化メチルの量を減らすという規定もございまして、そちらにもかなうのではないというのがここでの私どものコメント案でございます。

次は樹皮の規定でございます。

今、所定の消毒として認められているのが熱処理と臭化メチル処理でございますけれども、いずれの場合でも樹皮を除去しなさいというのが新たに加わりました。ただし、これ

は一般の製材加工した場合、樹皮はどうしても残ってしまいます。ですから、アローアンスを設けまして、幅3 cm未満の場合、幅が3 cm以上あっても全体の表面積が50 cm²未満である場合、前にお届けした資料では「以上」になってございますが、「未満」の間違いです。それより小さい場合は、樹皮が残ってもしようがない。ただし、それ以上の樹皮がある場合には樹皮は一般論として害虫が生息する可能性が高いですので、除去しなさいという規定でございます。

これに関しましては、私どもは、樹皮のリスクは十分理解しておりますけれども、ただ、やはり日本の現状から、世界の現状から申し上げて、ダンネージ、機械とか荷物を囲うこん包材やパレットのような形ではなくて、荷物をコンテナに積んで、動かないようにするための材、こういうものについて一つ一つ樹皮をチェックするのは非常に大変ではないということで、努力規定にしてほしいというコメントをしたいと思います。

次、4番目でございますけれども、現行でも臭化メチルの処理が認められております。原文の資料3なり、4なりの4ページの右のほうに表2というのがあります。これは温度が21 以上、16 以上となっております、それぞれ2時間、4時間、12時間、24時間後の最低濃度が示してあります。行った臭化メチルが有効であるかないかの効果確認はこの表をもとにしなさいということでございましたけれども、新たに最小のCT値というのを効果確認の手段として導入いたしました。それは4ページの左側にある表1でございます。21 の場合、24時間後に650 g・h・m⁻³。その前にCT値というのを御説明しなければいけませんね。CT値というのはまさにコンセンレーションとタイムの積、積分値ですね。一定時間、一定濃度にさらされた、それを面積で表すのがCT値なんですけれども、一定のCT値をカバーすれば、24時間後に、21 の場合650以上の値が得られれば、その効果は有効というような方法を効果確認の方法として採用しました。

それから、もう1つは、臭化メチルについてモンリオール議定書上の制限は検疫用途にはございませんけれども、今、除外されていますけれども、ただ、IPPC、国際植物防疫条約としてもこの規定をなるべくリコメンデーションとして、勧告として、臭化メチルを減らしていこうという決議を先の総会でいたしました。その規定が書かれております。

これに関しまして、CT値の導入をするためにはCT値を計算するための式が必要です。ややこしい式ですので、ここにはあえて挙げございませんけれども、スタンダードなCT値の計算方法、これを提案いたすつもりでございます。

最後になりますけれども、これはまた非常に実際的な基準で、5番目、処理のマーク、

I P P C マークというのがあります。これは5ページの右側のほうに6例ほど載せております。これが1つの改正点でございます、今までは1つしか例を載せておりませんでした、世界ではいろんなスタンプを使っているということで、こういうものもいいですと。あくまで例でございますから、6つしか駄目ということではございません。

ここで1つお気づきの点は、「XX - 000」とありますね。「XX」というのは国名です。ISOのコードでジャパンならJP、指定施設が何番ということはこのスタンプに含まれるべきなのですけれども、前の案ではここに、その下に「HT」とか「MB」というのがありました。「MB」はメチルプロマイド、「HT」ヒートトリートメント、つまり熱処理か、臭化メチルか、それを区分しなさいということでございますけれども、今回の案ではそれが抜けております。

それに対する私どものコメントでございますけれども、まずこのデザインを変えるために、「HT」なり「MB」なりを除外するためにはスタンプをもう一遍作り変えなければいけません。それぞれ施設で持っているスタンプ、これをもう1度作り変えなければいけません。その手間がかかるということもあり、それから「MB」、「HT」を省く根拠を明確に示されておられませんので、それをクラリファイした上で現行のままでよいのではないかというようなコメントでございます。

同じくダンネージに関しまして、現行でもそうなのでございますけれども、ダンネージというのは荷を支えるための細かい部材ですが、そういうものに一つ一つマークをするのは大変だという現状がございまして、現行より規制強化することについては考慮すべき、現実になかなか難しいという提起もさせていただきたいと思っております。

ISPM 15の改正に関する説明は以上とさせていただきます。

横地課長補佐 ありがとうございます。

国際流通する物流によく使われる木材こん包材についての基準が今回改正されるということで説明させていただきました。この件について御意見等ございましたらよろしく願います。

それでは、秋山様、よろしく申し上げます。次に井手様をお願いします。

秋山委員 資料3が英文で、資料4が日本語訳になっていますが、このうちの4ページの右側で、77と左側にナンバリングしていて、その上から5番目ですか、ダッシュの5、これの訳がちょっと適切ではないので、訳は仮訳ということでしょうけれども、「くん蒸剤をくん蒸容器に入れる前に完全に揮発させるため、蒸発器全体に臭化メチルを適用しな

ければならない(熱間ガス処理)」、日本語としてよくわからないということで、これは“ 気化器を用いて臭化メチルを投薬しなければならない” という訳だろうと思います。“ 熱間ガス処理 ” もどういう意味か私はよくわからないのですが、恐らく高温によるガス化というふうにしたほうがいいのかなど。これに関連して、もし私の訳でよければ実際の検疫というか、こん包材のくん蒸をするくん蒸業者は、夏などは天幕を使う場合は気化器を使わなくても、臭化メチルは沸点は4 ぐらいですので、十分気化するわけですね。冬、温度が低い場合には気化器が必要かもわからないということで、これは上のファンと同じように、必要な場合はということを入れないと、日本のくん蒸業者は天幕を使ってこん包材にするのが非常に困難になるのかなど。これは実際にやっている業者に幾つか問い合わせたら、夏は使っていないと。冬はボンベをあっためてやる。これは輸入検疫でも同じようなことをやっているわけですけども、こういったことでコメントを入れていただければと思います。

それと訳は適切に修正していただければと思います。

それともう1つ、さっきテーブル2の話がありましたけれども、ここにイグザンプルと書いてございますが、これは現行の基準の薬量と一定時間後の濃度が書いてあるのですけれども、イグザンプルという意味はどういう意味なのかよくわからないんですね。テーブル1で基準を決めてあると思うんです。C T値と 24 時間後の残存ガス濃度で。これが臭化メチルのくん蒸基準だと思うんですけれども、テーブル2のイグザンプルという位置づけがよくわからないんですよ。C T値が満足されれば、例えば収着量とか収容品によって投薬量が変わると思うんですよ。それで十分ではないかと思いますので、このイグザンプルをどういうふうに理解されているのか説明いただければと思います。よろしくお願ひします。

阪村検疫対策室長 ありがとうございます。

まずおわびしなければならないのは訳でございまして、これは多分最初は機械訳でしたものを見逃していると思います。申しわけございません。御指摘の気化器、それから高温によるガスの気化の御指摘は正しいと思います。そのように改めさせていただきます。

あと、天幕などの場合、気化器を使わないこともあるということで、ここについては、実は私、コメントの概要をまとめる段階で余りに専門的なお話なので省かせていただいております。私どもの実際に出すコメントの中には気化器を使うのは、if appropriate という表現で、必要な場合には使うというコメントを入れるようにしてございます。

それから、3点目ですが、表2のスケジュールの例となっているところでございますが、ここについてもいろいろ議論をいたしました。御指摘のように表2の基準が満たされれば表1のCT値は満たせます。ただ、CT値の計算をしない人がいるのかもしれないので、表2をクリアしていればCT値を計算するまでもないということで、あえてコメントは今回しないという扱いにさせていただきます。そういう意味では表2は表1を満たしていると御理解いただいて構いません。

以上です。

横地課長補佐 よろしいでしょうか。

秋山委員 ありがとうございました。

横地課長補佐 それでは、井手様、よろしく申し上げます。

井手委員 素朴な質問なのですが、先ほど阪村室長の説明の中で、ISPMのマークがついていても害虫がいる場合があるというふうな説明があったのですが、実態として日本国内に輸入されるものの中でどれくらいそういう付着が見られるのか、あるいは日本から輸出したものがほかの国で報告があるのか、その辺の実態を簡単に教えてもらいたいのと、ある程度付着していても許されるような基準に全体がなっているのか、全く素人の質問で済みませんが、教えていただきたいと思います。

阪村検疫対策室長 ありがとうございます。

実際に日本に輸入されたもので消毒剤の表示があるものからどれだけ害虫が見つかるかという統計につきまして、私、本日は用意してございません。非常にまれでございます。逆に私どもから外国に輸出して、虫がいたぞという通報を受けたもの、これはもっとまれでございます。そういう意味では日本の実施機関は適切に実施しているという評価をさせていただきます。

仮に虫が見つかった場合、私どもの場合ですと、調査に行きまして、虫がある部材、もしくは場合によればこん包材全体を焼却廃棄するという扱いにさせていただきます。

小川国際基準課長 参考までに。せっかくの場なので。

今、御指摘いただいたことは大事なことなんですね。ルールを決めたときに、ノンコンプライアンス事例が出てきたときにどうするのだということで、この規格で申し上げますと、実は書いてあります。私、英語のもので見ているのですが、3ページ目の4.6のところに「Measures for non-compliance at point of entry」というのがありまして、そこで引用されているのがISPMの20の5.1.6に従ってということで、これ

がまたルールになっておりまして、そこをまた見ていただくと、実はI S P Mの 13 というところに国際基準としてノンコンプライアンスがあったらどうやって通報するのかというルールがあります。

したがって、具体的にこれに基づいて通報するのが国際約束になっておりますし、逆に日本に入ってきたときに不適合品が出てきたら、この規格の 6 ページを見ていただくと、APPENDIX 1 に、non-compliance wood packaging material がきたときにはこういう処理を講じることができるというルールには一応なっております。非常に大事なことだと思います。

横地課長補佐 ありがとうございます。

鬼武様、よろしく願います。

鬼武委員 私も素人なので、間違っていたら済みませんけれども、コメントを出している 2 ページ目の下の木材こん包材の処理マークのメチルプロマイドとヒートトリートメントの表示を削除という国際案が出ていて、それに対してデザインの変更とか、そういうので負担がかかるのでと書いていますけれども、そもそもこのマークがついていた理由がはっきりしていれば、それに対して、例えば臭化メチルを全体的に減らしてくのだから、引き続きそういう中でメチルプロマイドを使っているというのを明らかにするために使っていたのか、そもそも何でメチルプロマイドとかヒートトリートメントの表示があったという理由の逆をいったほうがいいと思うのです。そうしないと、ただお金がかかるから、そういうことで表示を削除する合理的な理由はないというのはちょっと説得力に欠けるし、もっと理由が、表示を積極的に書いているということの説明したほうがいいのではないかと思うのですけれど、ちょっと教えてください。そもそもついていたという理由がわかればその説明になると思うのです。

阪村検疫対策室長 なぜ現行で M B、H T が書いてあるかということについて、ちょっと古い話でございますので、私も知見はございません。

申しわけないのですけれど、秋山さん、この件など御存じでございますか。

秋山委員 実は阪村室長の前任で基準委員会の委員を 10 年ほどやっていた間に、この基準も検討したことはあるのですけれども、特に理由はないと思います。そのとき 2 つ認証され処理があって、これを区別するために入れようということで、特段これを入れるための根拠なりを議論した記憶はございません。

阪村検疫対策室長 済みません、いきなり振ってしまいまして。

今いただいた御意見につきまして、実際にマークの管理をなさっている方、これは確かに負担が大きいということもあり、私ども入れさせていただいておりますけれども、そもそも現行のこの理由は何かということについても理由に入れるべきという御指摘について取り込ませていただく方向で検討したいと思っております。

ありがとうございました。

横地課長補佐 それでは、古茶様、よろしく申し上げます。

古茶委員 この基準案に対する我が国のコメントの概要ということで何点が挙がっているのですが、一々実際にやる場合のことを考えますと、こういう提案をしていただくというのは非常にありがたいことだと思っております。

基準委員会でこういう案が出てくるということは実態をよく知らないで基準委員会がなされているのではないかという感じがするわけです。特にステンシルのすき間を境界線だけに認める。これしか認めない。文字のところは認めないというと、ゼロの文字などは支えがない状態となり、ステンシルができないことになる。また、ダンネージのマーキング、ダンネージをたくさん使う場合でも1本1本マークがついていなければだめだと。下に使う。上に使う。横に使う。いろんなところで使ってもすべてのものにマークをつけなければいけないというのが今度の基準案になるわけですけれども、とても実態としてそんなことはできない。ぜひとも我が国から要望を出し、それをかなえていただけるようお願いしたいと思います。

阪村検疫対策室長 ありがとうございます。

1点目のステンシルにつきましては、私、説明を省かせていただいて恐縮でございましたけれども、1点言いわけをさせていただくと、あくまでこれは例でございますので、ステンシルも使えるということを例の4で言いたかったのだと思っております。

ただ、御指摘のようにこれは現実的ではございませんから、ポイントとしては指摘をしたいと思っております。

古茶委員 あの案ではステンシルを使う場合には線のところだけにすき間を入れなさいよということが書いてあったと思っております。例ということにはなっていないはずです。

阪村検疫対策室長 その辺はC P M、今度、基準委員会がございまして、その辺でクラリファイしたいと思います。

もう1点のダンネージにつきましても現行も努力規定でなるべくつけなさいということになっておりまして、それより強化するのはなかなか現実的に難しいと。 15 というの

は科学的根拠もさることながら、実際の運用にかかわるものでございますから、その辺について常に提起しながらコメントしていきたいと考えております。

横地課長補佐 それでは、先に山浦様、よろしく申し上げます。

山浦委員 ダンネージについてお伺いしたいのですけれども、例えば日米の関係でダンネージへのマークの記載といったことについて、アメリカのルールが示されておりますね。それに対して、ホームページを見たのですけれども、日本荷主協会さんのほうでも 2006 年 6 月に I P P C のマークをつけなさいという指導とありますが、そういったことをおっしゃられておまして、現実にごういったところからも害虫類が入ってくる可能性があるのであれば、やはりきちんとしたほうがいいのではないかと思います。もし実現可能なのであれば、より厳しい基準のほうがいいと思うんですけれども、その辺、関係者の皆さん、どういふふうにお考えでしょうか。

春原委員 荷主協会の春原でございます。

今、植物検疫協会さんのほうからもコメントがございましたように、実際にダンネージというのは、処理した材木であっても、貨物を固定するために小さく細断していきますと、細断したものすべてに、処理済みの木材であったとしてもそれにマークが全部つくことになるかどうかというのは非常に問題がございます。確かに今回の基準改正では一つ一つ切り離したものにすべてマークがついていなければいけないというようなことになると、現在でもなかなか難しい状況で、なおかつ規制がきつくなるということになります。今そちらのほうからアメリカの基準の話がございましたけれども、逆に処理済みの木材を使っているにもかかわらず、今言ったように細かく切ってしまうとそのマークが消えてしまう。ないものが出てしまう。そういう意味で、もともとマークがないから処理済みでないということでは必ずしもないわけでございますので、その辺はダンネージの今回のすべてのものにマークをつけるというのは今の運用上の問題からいっても規制強化につながり、また逆にそういうことをすべてに求められるということになれば、現場で荷づくりをする方がマークを持って押すというようなこともしなければいけない。これは我が国はどういうことになっているか、私も詳細にはわかりませんが、各国も皆同じような形になっているとはとても思えませんので、実際荷づくりをするに当たってはかなりその辺が煩雑化するし、制度も変えなければいけないというようなことになります。

それから、もう一つ、そういうことを厳しく輸入国側が問われるということになれば、ダンネージの使用を控えるというようなことになって、輸送上の安全上の問題も出てくる

のではないということも懸念されますので、すべてにマークをつけるということが今後の運用上からも果たしていいのだろうかという感じはいたしております。

ですから、このダンネージのマーキングについては規制強化につながるということについては若干疑問がございます。今言ったように処理済みのダンネージを使ったのであれば、それを証明するような形の何らかの方法を考えればいいのではないかという気はいたしております。

以上です。

阪村検疫対策室長 ありがとうございます。

このダンネージの取り扱いは私ども植物検疫当局としても非常に苦慮しているところでございまして、実際問題、いろんな国の規則、15の規定がございませけれども、必ずしもというか、正しくマークされているダンネージ、それはなかなか実際の現場ではないというのが現状かと思えます。

ただ、虫が入ってこないということと、物流の阻害を最小限にするということも私どもの命題でございますので、常にそのような発信をしながら国際的な場でいい方法を探っていきたいと思っているところでございます。現段階で名案というのはございません。

横地課長補佐 ありがとうございます。

大分議論も活発にさせていただいておりますが、ほかにございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、いただいた御意見を参考にさせていただいて、コメントの作成に当たりたいと思えます。

それでは、次にまいります。

「植物検疫上のリスクによる品目の分類」ということでございます。阪村のほうから冒頭説明させていただいて、同じように意見交換ということにしたいと思えます。その後に休憩を10分ほど入れさせていただければと思えますので、よろしくお願いたします。

阪村検疫対策室長 次の「植物検疫上のリスクによる品目の分類」というものでございます。資料3につきましては7から12ページ、それから申しわけないのですが、資料4については7から13ページ、これは平仄が日本語と英語で違っておりまして恐縮でございます。御不便をかけます。説明したいと思えます。

まずこの基準案は何を言っているかといいますと、植物検疫の対象には、植物の中には

栽培用にする植物、生の植物、それから生であるければ、栽培用にはせずに、加工用なり、消費用になるもの、それから熱なりいろいろ物理的、化学的な加工をした植物、いろんなものがございまして、広い範囲に及んでおります。そのような中で加工の程度ですとか、どういうふうに使うか、植えるのか、栽植用にするのか、消費用にするのか。そういうことによって病害虫のリスクというのは変わってまいります。

ですから、加工の方法や程度によって病害虫が寄生する可能性、ひいては植物検疫で規制する必要があるのかどうか。そういうもののガイドラインをつくってほしいという要望に基づいた案でございます。ですから、加工の程度と方法及び使用目的ですね、これによって4つのカテゴリーに分けられております。それは2004年に総会でこういう基準をつくらうということが承認されまして、専門家の作業部会で2006年に原案ができて、去年1度各国協議にかかっておりますが、たくさんコメントがあったので、取りまとめ役が食品加工の専門家などに相談いたしまして、新たに作ってきた案がこちらでございます。

まずカテゴリーの1が附属書1でございますから、英文で言うと10ページ、日本語で言うと11ページに附属書1の表があると思います。これは何かと申しますと、病害虫が寄生または分散する可能性がない程度まで加工されたもののリストでございます。基本的に植物検疫措置を適用しない。輸入検査の対象にしない候補でございます。あくまで例でございます。そこには炭化処理ですね 炭になるもの。抽出処理 油とか。発酵 アルコールなども含まれます。滅菌処理されたもの。砂糖漬けされたもの。熱処理 ローストされたもの。そういうものが並んでおります。

カテゴリー2でございますけれども、めくっていただくと、英語ですと11ページの右側、日本語ですと12ページの右側にもう1つの表がありまして、これは病害虫が寄生または分散の可能性、加工しても病害虫が残る可能性のあるものである。ですから、こういうものはその目的によってリスク評価を行った上で検疫措置をするかどうか決定するというガイドラインの例でございます。それには木片化 木材などをチップにする。細断する。ある程度予備的な調理を行う。破碎する。乾燥、剥皮、塗装、裏ごし、収穫後の調整ですね。ソーティングとか、ウォッシング、洗浄なども含まれております。これがカテゴリー2でございます。

では、カテゴリー3は何かと申しますと、加工・処理はされていないけれども、消費用、加工用に回される。こういうものでございます。例えば生の果物、野菜、切り花などでございます。

カテゴリー 4 になりますと、これは栽培用に供されるものですね。実際生きている植物。種ですとか、種ばれいしょですとか、苗木、こういった類に分類されます。

これが今回のガイドラインの中身でございまして、続きまして、私どものコメント、これを紹介させていただきますと、カテゴリー 1 のところですね。この附属書 1、2 の表の構成につきまして、御覧になればわかると思いますが、まず加工法、処理方法が一番トップに載っています。日本語で言いますと、炭化とか抽出とか発酵とか凍結、3 番目の欄に結果として得られる例として木材、油、アルコール、精油、ワイン、リカー云々とございませうけれども、この議論をする際に常に問題になるのは、では、炭化処理と書いてあるけれども、実際何度で何分するのか。加工方法は例えば国によって、品目によって、それから製造者によって変わってき得るものです。ですから、何 で何分間炭化しなさいとか、どういう圧力で、何度で抽出をしなさいとか、こういうことを一々書かないと病虫害が死ぬのかどうか疑義が残ります。そうであれば、この結果として得られる例、つまり産品でございませうね、油、アルコール、木炭、凍結、大麦の麦芽、こういうものを 1 番目に持ってきて、つまり品目を主体とした表にしたらどうかという提案でございませう。

それから、カテゴリー 2 でございませうけれども、これに関して Post-harvest handling、選別、分類、洗浄、ブラッシングなどございませうけれども、このようなものは加工とみなす国もあるかと思ひますけれども、植物の加工という範疇からは多少違うのではないかということで、この概念は削除してはどうかという 2 点についてコメントする予定でございませう。

以上です。

横地課長補佐 ありがとうございます。

今植物検疫上のリスクに応じて品目を分類し、あるものについては検疫が必要であり、あるものについては品目のリスクに応じて措置を行っていかうという提案の説明をさせていただきます。

御意見等ございましたらよろしくお願ひいたします。

秋山様、どうぞ。

秋山委員 これは品目の分類という基準で重要な基準だと思ひんですが、先ほど阪村室長から説明があった中で木炭とか油、ワイン、こういったものはそもそも常識的に考えて植物検疫の対象とならないのではないかと思ひますよ。ただ、こういったものを検疫対象にしているごく例外的な国もあるのでね。必要かなとは思ひますが、そもそもこんな

ものを植物検疫の基準の中に入れ込むことにちょっと疑問を感じている。これはただ私の印象でございます。例えばワインとか　ワインはもともとブドウからつくるわけですが、あるいは油、こういったものを検疫の対象としないというのが世界の常識だと思うので、こんな基準の中に入れるのがそもそもどうかと思った次第でございます。

阪村検疫対策室長　ありがとうございます。

まさにおっしゃるとおりだと思ひまして、少なくとも日本の当局としては油ですとか、ワインですとか、検疫対象でないということは認識しておりますけれども、2年に1度のいわゆるトピックスの募集でこういうものが出てきた。これは実はラテンアメリカの国なのですけれども、逆に言いますと、実際こういうので植物検疫所の証明書を求められている例があるということでございまして、世界にはいろんな検疫措置があるということでございます。

答えになっていませんけれども、同意いたします。

横地課長補佐　どうぞ、金子様。

金子委員　今の秋山先生のコメントにちょっと通じるところがあるのですけれども、ちょっと本論とは違ひまして、私ども種苗業界というところからコメントさせていただきたいのですが、このカテゴリー分けなのですが、1、2、3、4というカテゴリーがありまして、私どもの業界で一番関係があるのがカテゴリー4になるのですけれども、ここで分けられているのが種子　実生系のものと栄養系のもののリスクが同じカテゴリー4というのはやや私どもとすると疑問を持ちます。リスクとしては種子よりも栄養系のもののほうが高いというふうに思いますし、私たちの取り扱いもそうなっていると思います。

ということで、その疑問があるのですけれども、そこら辺、これをカテゴリー分けしたときの過程をお聞きしたかったのと、なぜかといいますと、このP R Aに関して非関税障壁的に使われるというのを私たち非常に懸念しておりまして、あとは意図しなくても非関税障壁のように見えてしまう場合があると思います。その原因の1つは、例えば、特にアジアの植物防疫の役人の方々のレベルが私たちが理想とするものと少し離れているところがございますので、例えばカテゴリー4のところでも2つともありますと、特に種子について非常に危険であるという認識を持たれてしまい、私たちににとっては無用のP R Aの植防上の基準を設けられしまうというのはちょっとおそれますので、コメントいただければと思ひました。

横地課長補佐　ありがとうございました。

カテゴリー4について種子と栄養系が一緒になっているのはなぜかというようなことと、その経緯について知りたいという点が1つ。

それから、特に種子については検疫上問題にされる懸念があるのだけれども、というような御指摘でした。

阪村検疫対策室長 御指摘ありがとうございました。

まずカテゴリー分け、特に4の部分が大きくくりではないかという御指摘かと思いますが、冒頭御説明申し上げましたように、そもそもこのISPMの発端がそういう高度な話ではなくて、もっとプリミティブなカテゴリー1なり、2なりの話でございまして、そういう意味ではこれがすべてリスクのカテゴリーというわけではございません。もちろん種子には種子の、国には国のPRAがございましてから、保護の水準というものはそれぞれの国がPRAに基づいて設定して、もちろん公表は求められればしないといけませんけれども、それは品目ごと、もしくはパスウェーごと、国によって違いますので、これですべてくくられるということではございませんので、そこは安心なさってよろしいかと思えます。

横地課長補佐 よろしいでしょうか。

では、井手様、次に秋山様。

井手様からどうぞ。

井手委員 これも素朴な質問なのですけれども、そもそもカテゴリー4に種子、種ばれいしょ、栽培される植物が一緒の分類にされていること自体がよくわからないというのと、種ばれいしょの危険性というのは通常の輸入されるものに比べて、通常の植物に比べてもかなりいろんな懸念がされるわけなのですけれども、国によっては種ばれいしょは植物検疫措置をしなくてもいいというふうな、国内の基準があればそういうところもあるということなのかということをお教えしてもらいたいと思えます。

阪村検疫対策室長 ありがとうございます。

まさに金子先生の御指摘と重なる部分があると思えます。この4つのカテゴリー分けがすべてPRAのリスクの程度を決定するというわけではございません。まさに御指摘のように、種ばれいしょであっても、国によったら検疫が要らないという国もありますし、逆に非常に厳しい国もございまして。それはまさに品目なり、その国の農業事情なり、気候なり、ある病害虫にとってそれが伝染経路になり得るかどうかが、そのようなことを評価するのはまた別の問題だと思えます。

横地課長補佐 よろしいでしょうか。

それでは、秋山様、お願いします。

秋山委員 翻訳上の問題かなと思うんですが、カテゴリー 4 の和訳のほうに切り花。これは切り花ではないのではないかと。原文は cuttings になっているんですよね。切り花だとするとカテゴリー 3 になるはずなので、挿し木ですか。これは後で修正しておいていただきたいと思います。切り花ではないと思います。

阪村検疫対策室長 はい、わかりました。

横地課長補佐 ありがとうございます。

小川さん、どうぞ。

小川国際基準課長 一言だけ補足です。

秋山さんがおっしゃったように、この規格はかなり重要なものだと私も思います。というのは2つの点で世界の流行にのっているんですね。

1つは、最初に都倉課長のほうから話があったと思いますけれども、最近是一般論ではなくて、こういうスペシフィックなインターナショナル、この意味になるとガイドラインではなくて、スタンダードですね。要は実施しているか、いないかが客観的にわかるわけですね。ということが1つ。

それから、こういったコモディティーで色つけをやっているのは、実はOIEでも今全面に出しておりまして、通称コモディティーアプローチと言われているんですね。例えばパルマハムのように、6カ月ぐらい塩蔵処理されていれば、もう口蹄疫なんか心配ないじゃないかとか、そういった同じような取り組みの中の一環なのです。

その中で言いますと、先ほど阪村さんがおっしゃったように、カテゴリーがあって、この中で何が意味があるかという1なんです。要らないじゃないかと。これはANNEXと書いてあるのがまたみそで、ANNEXというのはインターナショナル・スタンダードです。APPENDIXはインターナショナル・スタンダードではないですけれども、ANNEXはインターナショナル・スタンダードなので、これは要らないというふうに書いてある場合には、必要だということについて言えば必要性を証明しなければいけなくなる。そういう意味ではカテゴリー1が大事だと思います。

横地課長補佐 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、品目に応じた分類の基準については以上にしたいと思います。

それでは、ここで 10 分ほど休憩をとらせていただきたいと思います。現在後ろの時計で 15 時三十数分ということなので、ちょっと短くて恐縮なのですが、40 分まで休憩というにさせていただき、40 分からまたここで再開したいと思います。よろしく願いいたします。

〔 暫時休憩 〕

横地課長補佐 それでは、引き続き議題を進めてまいりたいと思います。休み時間が短くて大変申しわけございませんでした。

次、「ミバエ類のトラッピング」でございます。これは資料 2 の 6 ページになります。

それでは、よろしく願いいたします。

阪村検疫対策室長 つたない説明で恐縮ですが、もうしばらくおつき合い願います。

「ミバエ類のトラッピング (I S P M 26 の附属書) 」というものでございます。これまたおわびしなければならないのですけれど、資料 3、英語におきましては 13 から 25 ページ、資料 4、日本語につきましては 15 から 27 ページでございます。

まず I S P M 26 は何かということでございますけれども、これは病害虫のペストフリーエリア、無発生地域、病害虫が調査の結果発生していない地域、これに関するものの 1 つとしてミバエ類ですね、果物とか果菜類の大害虫でありますミバエ、これの無発生の地域をどのように設定するかというのが 26 でございまして、そのもとになるのはトラップ調査です。中にいろいろトラップの写真が載っていますけれども、そんな道具を使って調査をしていない、もしくは低発生である、どの範囲にいるということを調べるのがそもそもの基本になりますので、そういう意味で 26 の附属書として開発されたのがこの案でございます。

経緯でございますが、2006 年 4 月に総会でこういうものをつくるということで決定されまして、ミバエ類に関する技術パネル、T P F F、Technical Panel on Fruit Flyでございますけれども、そちらで原案を作成しました。

基準案の概要でございますけれども、非常に大部でございますからちょっとまとめて書いてございます。

まずトラップ調査対象地域の状況とか調査目的について。調査対象のところがミバエがそもそも発生しているところであるのかないのか、これは調査してみないとわかりませんが、大体においている地域か、いない地域か。いると想定される地域か、そうでない地域

か、もしくは農業生産地域であるのか、市街地であるのかという調査対象地域の違い。それから、発生の範囲を特定する。どの範囲にいる、いないということを確定するための調査なのか、それともこの地域にはいないということを証明するものであるのか、調査目的とか、そういうものの違いに応じたトラップの調査方法を説明しているものでございます。

どういう器具、機材を使うか。それから、トラップをどのくらいの密度でかければミバエがいるものならそれがディテクトされるのかどうか。それから、どういう場所につければよいのか。それから、トラップを仕掛けて、定期的に見て回るのですけれども、どのくらいの頻度で見れば正確にいる、いないが判定できるか。そういうことの基準といたしますか、手順が書いてございます。

それから、4番目でございますけれども、境界設定調査というのが特に項目で挙げられておまして、ミバエ類が一旦見つかりますと、その周りにどのくらいいるのかということ进行调查する。それがかなり広がっているのか、もしくはその地点だけなのか。そういうことを、特に無発生の地域においては重要な要素でございますが、確認するための調査の方法。こういうことが内容として盛り込まれております。

我が国のコメントでございますけれども、中身については私どもの専門家の意見を聞いて精査したところ、問題なしということでございますけれども、1点目、よくトラップを仕掛けるとアリも寄ってくるんですね、木を伝って。ですから、そういう防蟻剤に関する記載が要るということ。

もう1点は、モニタリング調査/検出調査と、4番目に言いました境界設定調査。つまり、いる、いないを調べる調査と、どの範囲にいるかというのを決定する調査。これに関して原案では誘引剤、ミバエをおびき寄せる薬剤、これの交換頻度を変えているのですけれども、同じ誘引剤を使っておりますから、その効果が1週間になるのか、1カ月になるのか、それは同じはずであるから、別に調査目的で変えなくていいのではないかと。より正確に知りたければ調査頻度を増やせばよいのではないかとというようなことが1つコメントとしてあると思います。

以上です。

横地課長補佐 ありがとうございます。

ミバエのトラッピングについての説明でございます。御意見ございましたらよろしくお願いたします。

鈴木様、よろしくお願いたします。

鈴木委員 これは先ほどから説明があって重複するようで大変申しわけないのですが、このミバエの件に関しては、英文で読むと ANNEX と入っていますよね。ということはかなり国際的な基準になるということですね。

それを前提に聞きたいのですが、技術的なことは僕らはわかりませんのでお任せするにしても、まず ANNEX が決まると、今現在実際に生鮮の果実とか野菜とか動いている分野で、既にこの地域はミバエはいないというような地域もございますし、いろいろあると思うのですが、その辺の扱い、これが正式に国際的なルールとして決まった場合にどういう扱いになるのかという質問が1つと、もう既に二国間でこの地域についてはこういうミバエについてトラップ調査をしてくださいということが決まっているような場合、これに対する影響をちょっと教えていただきたい。

余計なことを言うと、私ども生産者団体で輸入するほうから見れば、輸入はできるだけしてほしくないのが、厳しくしてもらいたいというのがありますし、一方、輸出もやっていますので、これからいくと余り厳しくすると今度は輸出のほうに困ってしまいますので、その辺もちょっとあるので、その辺、基本的なことも教えていただけたらと思います。

阪村検疫対策室長 ありがとうございます。

お答えするのは難しい要素もございますが、1つにはここで挙げられているトラップはまさに世界中で使われているものであり、今の、例えば日本国内で外国の要求に基づいてやっている調査、そういうものに対してそれほどの齟齬はないという認識でございます。ですから、バイレベルで決まっているものを全く変えなければならないのかということについてはそれほどの心配はないと思います。

あと、ANNEX でございますから、ある程度本文の一部でございます。APPENDIX、いわゆる単なる参考情報とするのか、附属書、本文の一部として、基準の一部として扱うのかということについても議論はございまして、そこについては APPENDIX とするという案もございます。ただ、ここで扱われているトラップ自身それほど日本でとても対応できないようなものではございませんので、ANNEX であってもそれほどの齟齬はないと思っております。ANNEX にするか、APPENDIX にするかについてはちょっと私どもで再度考えた上で正式のコメントにしたいと思っております。

ありがとうございます。

横地課長補佐 小川さん。

小川国際基準課長 中身的には阪村室長がおっしゃったとおりで、これは 26 の ANNEX、

そういう意味では 26 と合体として 1 つの国際基準になるわけですね。26 というのはミバエのフリーエリアの設置(establishment)になるわけです。これは今鈴木さんがおっしゃったように、輸出したい側が設置するわけですね。おれのところはフリーだと言って。問題は輸入国がそう認証するかという問題があるわけです。その 2 つがセットになって初めてこの手の問題というのが出てくるという構図になっています。

トラップの中身についてはまさに阪村室長が詳しいので、私にはその知識がないので、特に申すべきことはないのですけれども、その 2 つがセットしてくると、容易に入れたくない人は認めないわけですね。そうすると、先ほど私が説明したように、国際認証といって、では、かわりに IPPC が認定してやるかと。もちろん IPPC が認定するとき何の虫、ペストを対象にするかというのはまだ議論されていないので、それがフルーツフライという形になってくれば俎上に上がってきて、そのときに使うのはこの 26 と、恐らく 29 ですね。認証手続きが書いてございますので、それを使っていくことになるのだと思います。

以上です。

横地課長補佐 説明ありがとうございました。

どうぞ。

鈴木委員 現在やっているような状況でそれほど大きな変化はないという理解でよろしいですね。

もっとわかりやすく具体的に言うと、例えばミカンバエの問題で、特にアメリカ向けだとか、EC、あっちのほうに輸出する際に、国際的には要するに本州地区にはミカンバエはいないというふうに国際的に認められていると理解しているのですけれど、あと九州の北部地域ですか。これは今までと同じと。これが導入されたからといって、何かあったとき、無発生地域であるという証明はあえてしなくていいという解釈でよろしいのかどうか。

小川国際基準課長 ごめんなさい。1 つだけ言い忘れたのですけれど、今のまさに論点。非常に重要で、これは簡単で、日本がこの 26 に基づいて宣言したことがあるか、あるいは日本が他の輸出国をこの 26 に基づいてペストフリーエリアと認めたことがあるか、ないかということなんです。私、両方ともないと思います。つまり、使ったことがないのだと思います。間違っていたら直してください。

阪村検疫対策室長 ありがとうございました。

まさに私が今言おうと思ったことで、ここの案に載っているトラップなり、方法でやる

ということと、日本にいる・いない、実際に調査をした・しないということはまさに別でございますのでね。ミカンバエにつきましてもしかるべき調査を求められればする必要はありますし、その結果見つければ発生地域になりますし、それはまた別の問題だと思えます。

横地課長補佐 ありがとうございます。

よろしいですか。

それでは、秋山様、お願いします。

秋山委員 この基準案には最後に参照文献といいますが、レファレンスが載っているのですが、ここに載っている参照文献は、I P P C事務局で入手可能なのでしょうか。ここに accessible と書いてあるんですね。だれが accessible なのか、ちょっと私にはよくわからないのですが、I P P Cの事務局に問い合わせればこの文献の所在なり、コピーなりが入手可能なかどうか、ちょっと説明していただきたい。

阪村検疫対策室長 ありがとうございます。

I P P Cのポータルに載せるかという話もありましたけれども、今現在そうっていないと思いますから、御指摘のように事務局に問い合わせれば、Technical Panel On Fruit Fly、T P F Fを通じて手に入ります。それから、私どもでもリクエストがあればやらせていただきます。

秋山委員 ありがとうございます。

時々うちの協会の会員からこういった基準の参考文献を手に入れたいのだがという照会があって、それは事務局に聞いたらわかるんじゃないかという回答をしているのですが、そういうことでいいわけですね。

横地課長補佐 ありがとうございます。

ほかに。

鬼武さん、よろしくお願いします。

鬼武委員 ちょっと気づいたことがありますので、日本語の 15 ページのトラッピングシナリオのところ、2つ目のパラグラフですか、「有害動植物が発生しない：流入が発生するP F Aから開始する。また検出調査を境界設定調査で補足する必要がある」と書いてありますけれども、原文を見ると、そこは「しなければならぬ」というふうにしたか書いていたと思います。「have to」となっていましたので、訳がちょっと違うというふうに思いました。

それから、あとは細かいことなのですけれども、一部化学物質の名前が「ブチル ヘキサノアート」じゃないと思います。「ブチル ヘキサノエート」というものとか、表3のbのところの「アンモニウム (bi)」と書いてありますが、bicarbonate のbi ですから、重炭酸塩とか、この上ですね。「ブチル ヘキサノエート」じゃないでしょうか。ちょっと気がついたので、比較的ほかの訳よりこの文書はよく読めたのですけれども、最初に送付された資料は読みづらかったです。

ちょっと気づいた点があったので、知らせておきます。

阪村検疫対策室長 御指摘ありがとうございます。

もう1度よく見直しまして対応させていただきたいと思います。

横地課長補佐 よろしいですか。

ありがとうございます。

それでは、米倉様、よろしくお願ひします。

米倉委員 トラップに限らず、発生地域という概念は、ずっと読んでいくとゼロということではなくて、低発生の中で大したことないというふうにする考え方で、ゼロリスクを保証するものではない。そういうふうにしたのですが、それは仕方のないで、ないことを証明するのはほとんど無理で、明日のことはわからない。これが世の中の現実だと思ひます。これ1つに頼ることなく、他の検疫措置、輸入時の検査をしっかりとやるとか、かといって全部壊して検査するわけにはいきませんから、それも限界がある。それと、例えば国内に入ったとか、市中に、お店とか、消費者のだれかが不思議な、見かけない虫がいたとか、そういう情報をきちんと把握するような仕組みを持って、多重な方式を持って国内安全の確保をやられてはいかげなと思う次第です。

阪村検疫対策室長 ありがとうございます。

まさにPFAというのは、検疫措置そのものではございませんけれども、検疫の措置を決定するためのステータスの1つでございます。ですから、消毒なり、輸入検査なり、輸出検査、そういうものを組み合わせて初めて安全が保障されるものと思ひます。

もう1点、もし市中で見なれない虫が見つかった場合の対応ということで、私どもの事務所にも時々保健所なり、消費者の方から電話がまいてきて、調査に行ったり、どういふ虫か調べたり、依頼がまいてきます。そのときにはできる限り、可能な限り対応させていただいておりますので、御理解いただきたいと思います。

横地課長補佐 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、ミバエ類のトラッピングについて、以上でございます。

続きまして、資料2の7ページ、それからでき得れば9ページ、10ページのものについてもあわせて説明させていただければと思います。7ページ、8ページについては、ISPM基準の5、植物検疫用語集についての改正、それから資料2の9ページ、10ページについては、植物検疫用語に関連した生物多様性条約上の専門用語との整理ということで、どちらも用語に関する整理になってございます。

それでは、説明をさせていただきたいと思います。

阪村検疫対策室長 時間の関係で申しわけございません。用語の関係につきまして2つ、司会が申しましたように、一緒に説明させていただければと思います。

まず最初はISPM 5ですね。植物検疫用語集の改正につきまして。2つ目は、植物検疫用語と生物多様性条約 CBDでございますけれども、その専門用語との定義の比較。それは用語集 5の補足になるものでございます。

まず 5、用語集でございますけれども、これだけたくさんISPM、それから条約そのものもございまして、いろんな用語が使われております。それを世界共通の定義で話をしないとなかなか議論ができませんので、新しい基準ができる、もしくはリクエストがあるごとに用語に関するテクニカルパネルというのがございまして、議論をしているところでございます。

今回提案されておりますのは、そこにありますように、新規と改正を加えて7つございます。いずれも説明し出しますとなかなか議論が終わらない。まさに用語の定義、国語であり、また英語であり、スペイン語、フランス語、アラビア語、中国語を含めた議論ですので、申しわけございませんが、ここにおいては紹介をさせていただくのみとさせていただきたいと思います。

それから、CBDとの関係でございますけれども、これは同じ病害虫を扱っているCBDとIPPCで類似の取り締まりをしている。ただし、目的が違うということで微妙にそれぞれの定義が異なってまいります。これは取り締まりの目的の違いによるものもあり、事務局が違う。違う枠で検討されているということにも原因があると思いますけれども、そういうことにつきまして比較をしようと。統一しようではなくて、比較をしようという

ことを目的として今回キーワードになると思われる7つについて提案がございます。

まず外来種につきまして、これについては大きな違いはない。

それから、introduction、侵入ということについても微妙に違いますけれども、目的の植物検疫と生物多様性の目的の違いを考えれば当然起こり得る表現の違いだと思います。

そういう意味でこの2つを紹介させていただきます。

以上です。

横地課長補佐 ありがとうございます。

もともと協議のほうは英語で来ていまして、事前に配付させていただき、今日も配付させていただいていますが、英語上での定義についてそれぞれどうしようかという議論が今なされているところでございます。御紹介ということで説明させていただきましたが、コメントございましたら……。

山浦さん、よろしくお願いします。

山浦委員 7ページの新規用語の定義の1番の incidence なんですけども、発生と書かれていますけれども、発生率というふうに考えたほうが理解しやすいと思うんですね。「Proportion or number of units」というふうになっており、proportion なので、発生率のほうが私は理解しやすかったですけれども、用語が統一されているものなのでしょうか。

それから、日本のコメントということで、被害状況を有害動植物そのものの発生状況とといったことを強調すべきではないかということで提案があるのですけれども、1行目の「units or pest in a sample」というふうに書かれますと、後ろの従属節の説明が pest にもかかってしまうので、これは実数というよりも被害を受けたものの中での発生率、そういうとらえ方にされてしまいますから、むしろ pest を強調されるのであれば、最後のほうに「or number of pest」とか、そういうふうな表現のほうがいいのではないかと思います。

以上です。

阪村検疫対策室長 ありがとうございます。

御指摘のように incidence、これはもともと下の tolerance、これとの仕分けを目的に出てきた用語です。ですから、そういう意味では発生の程度というニュアンスを含んでいると思いますから、発生そのものではなくて、比率、proportion という要素が含まれていると思います。

御指摘の構文につきましてもこの場で結論は出ませんけれども、参考にさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

横地課長補佐 ありがとうございました。

鬼武様、よろしくお願ひします。

鬼武委員 質問ですけれども、8ページの是正措置計画のところですか、日本のコメントのほうで是正措置に文書化されていないというもの ちょっとここは意味がわからなかったのですけれども、文書化されていない collective action plan というのがそもそもあるのですか。全部そういう計画が文書化されているのかな思ったのですけれど、この日本語のコメントの意味合いがよくわからなかったのです。教えてください。

阪村検疫対策室長 ありがとうございます。

多分御指摘の向きは「Documented」を消しているその理由かと思ひますけれども、まさにおっしゃいますように、通常植物検疫規則、特に二国間で合意されるようなものであれば、それはドキュメントの形になっていると思ひます。ただ、ここで私どもがこれを消した意図は、いわゆる collective action、何かエマージェンシーなり、虫が見つかった場合、それを修正する措置をする。プランそのものについて別にドキュメント、文書になっていようが、いまいが、措置そのものはあるという前提でドキュメントを消したのですけれども、確かにおっしゃるよう一般的にはドキュメント化されているものでございます。

鬼武委員 英語でうまく表現できないのですけれど、何となく日本語を見て頭が混乱してきたのです。文書化されていない……。もし何かいい案があれば教えてください。

横地課長補佐 ありがとうございました。

ほかにございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、用語関係についての2つについて以上でございます。

続きまして、資料2の11ページになります。「隔離施設の構造と運営」になります。それでは、説明のほうをよろしくお願ひいたします。

阪村検疫対策室長 次は「隔離施設の構造と運営」と題したものでございまして、英語のほうで資料3の31から35ページにございます。日本語、資料4は37から41ページにございます。

この基準案はまさに私ども植物防疫所が行っている隔離検疫というのがございます。これに深くかかわっているものでございまして、我々の検査には港で目視で検査するやり方と、実験室で培養したりするやり方のほかに、一定期間輸入された植物を栽培して、その間に現れるウイルスの症状ですとか、特に微生物関係につきまして、それによって罹病しているかどうかを判定するという手法がございまして、それがまさに隔離検疫と呼んでいるものでございます。英語で言うと post-entry quarantine ですから、港でやるのではなくて、輸入後に一定の施設で一定の期間やるということでございます。

その間、特に栽植用ですね、植えるもの、苗木ですとか、球根ですとか、そういうものについてのウイルスについて非常に有効な検査でございまして、まさにその隔離栽培をしている間に罹病している病気が逃げ出さないように、外に漏れないようにするためにはどういった要件が要りますかと。まさに植物検疫当局用の教科書というか、ガイドブックでございまして。

隔離検疫施設を封じ込めのレベルを4つに分けています。4つに分けて、それぞれどういう立地条件のところがいいのか、それから物理的にどのように封じ込めをするのか、オペレーションはどうするのか、そのようなことについて書いてございます。

2004年にこの基準をつくるのが総会で承認されました。世界各国からの専門家を集めた専門家作業部会で2005年5月に原案ができて、基準委員会まで諮られましたけれども、項目の整理が不十分というので一遍差し戻しております。今回は基準委員会を通りまして、各国協議に諮られているというものでございます。

これまたいろいろ中身が書いてございますので、個別にではなくて、要約といいますが、何が書いてあるかだけ紹介させていただきますと、まずレベル分けでございまして、先ほど申しましたように、レベル1から4、これに分けてございます。それぞれでどういう場所 農業生産地域の中でもいいのか、隔離された山の中でないといけないのか、道路のアクセスですね。人が外をどんどん通るようなところでいいのかということ。それから、物理的に露地で栽培していいのか。網室でいいのか。ガラス室でないといけないのか。ガラス室もちゃんと陰圧で外に漏れないようにしないとけないのか。それから、そこに入りする人間は限られた人間に限るのか。どういう作業着を着て、一旦中で作業した場合には、それを中に置いていって、洗濯しないと持ち出せないのか。そのようなことを事細かに決めてございます。

4つのレベルと申し上げましたけれど、概要を申し上げますと、レベル1は、例えば接

ぎ木伝染しかりしないようなウイルス。これであって、病虫害自体のリスクは低いものという事です。ですから、これは極端な話、露地でも構いません。

それから、2つ目のレベルは、空気伝染や水、昆虫で伝染するけれども、病虫害自体のリスクは低いもの。

3番目は、例えばアブラムシ伝染性のウイルスなどでリスクが高いもの。

2と3につきましては、空気や水が余り行き来しないようにする。昆虫が侵入しないような施設。これが要求されます。

レベル4になりますと、まさに空気伝染性であって、リスクが高いもの。例えばタバコのベト病などございますけれども、タバコのベト病の胞子が外に飛んでいきますと、すぐ伝染しますので、しかも甚大な被害を及ぼしますので、そういうものについては嚴重に空気管理された施設が必要であるということでございます。

私どものコメントでございますが、要件はほぼ満たしていると思われます。ただ、施設からの排水につきまして、外に出す場合の記載がございませんでしたので、そこを追加したいというのが1点だけでございます。

ありがとうございます。

横地課長補佐 ありがとうございます。

隔離施設の構造、それから運営についての説明でございます。御意見等ございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

鬼武様、よろしくお願ひします。

鬼武委員 後日お渡ししますけれども、これ、仮訳のほうは余り適切ではないような気がしたので、本日読まれているときは危害度ではなくて、リスクと全部言っていますし、リスク分析とか言っているのですけれども、こっちの文章は多分機械訳か何かでそのまま、昔のままになったような、事前に送られてきたものはそういうものだったので、できたらリスク分析とか、そういうふうな言葉に、危害度もリスクにしていだいたらいいでしょうし、幾つか should の訳の仕方がちょっと適切ではないかなという気がしました。should を見ていると切りがなくて、赤を入れられなくなったので、やめたのです。コメントのほうはないのですけれども、ちょっと気づいたので、後日お渡ししますので、できたらもう少しいい訳にしたほうがいいと思います。

阪村検疫対策室長 ありがとうございます。

よく見直した上で……。もう1度届け直すようにしたいと思います。ありがとうございます。

鬼武委員 どちらにしても外に出るんでしょう、ホームページか何かに。そのとき、ほかの人が見たときに、訳のいいものと、悪いのも結構あるのです。だから一貫性があって、きちんと訳ができたものがないと思いますので、後で渡しますので、お願いします。

阪村検疫対策室長 申しわけございません。

横地課長補佐 ありがとうございます。

それでは、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、隔離施設については以上になります。

続きまして、資料2の12ページ、13ページになります。「国際貿易における無菌ばれいしょの増殖資材及びミニチューバー」に関する国際基準案についてでございます。それでは、説明をさせていただきます。

阪村検疫対策室長 「国際貿易における無菌ばれいしょの増殖資材及びミニチューバー」、適切な訳がどうかわかりませんが、一応逐語的に訳せばこういうことになります。英文の資料は37から44ページ、日本語の資料は43から50ページにあるものです。

この基準はまさに名前のとおりでございますけれども、無菌培養によって作出されたばれいしょの増殖資材、俗にマイクロチューバーと呼ばれているもの、それからまさに展開されたミニチューバーですね。そのようなもののうち、国際貿易されるものにつきましてどのように生産するか、どのように維持するか、清浄性の証明をどうするか、国の機関としてどのように責任を持つかということ。加えて、スタッフの適性ですね。どのように記録をするか。オペレーションについての監査をどうするか。そのようなことのガイドラインでございます。

範囲のところを書いてございますけれども、これはマイクロチューバー、ミニチューバー、いわゆる無菌培養されたもの、それから派生したものに限られまして、圃場生産された通常の種イモですとか、消費にされるもの、ジャガイモ、これは含まれておりません。

各国で種ばれいしょの生産、証明の体制の中で実施されています無菌培養苗とか、それに由来する苗の生産、維持、管理、これにつきましての手順、これの概要を示したものです。御覧になればわかりますけれども、具体的な基準ですね。このような病害虫に対してこのような清浄性の程度を持って、このような基準で当たりなさいというようなことでは

ございません。あくまで手続、手順はこういうものを含むべきという概要でございます。

2004年4月に総会でこういう基準を作ろうということで提案が採択されまして、専門家の作業部会、これが原案を作成いたしております。2005年9月ですね。1度基準委員会のほうで2006年5月、内容を整理しなさいということで専門家作業部会に差し戻しをしておりますけれども、前回の基準委員会で各国協議に諮って各国の御意見をいただくということになったものです。

何回も繰り返しておりますけれども、概要としましては、まず国家植物防疫機関の責任としまして、これは直接国が運営するか、もしくは公的に承認されたものであるべきだということが1つでございます。

もう1つは、ばれいしょの増殖資材をどのように生産するか、どのような条件で生産するかということで、検定ですとか、密閉し、滅菌された環境下を維持すること。それは清浄性を維持するためにそのような措置を講じることですね。それから、それをオペレーションするための管理システム。それから、資材が一旦清浄なものできて、その後で二次汚染されないようにどのように管理するか。そのようなことが必要だということが書いてあります。具体的な基準には触れてはございません。

それから、あとはスタッフの資質ですとか、生産技術、診断試験、検定でございますね。管理のマニュアル。監査。そういうものが必要だということでございます。

これに関しても一応ここに書かれている要件は私どもとして特段の異議を挟むものではないと判断してございますけれども、いざ実際にこれを外国貿易に使うということでありましたら、当然輸入国の要求事項というものが出てまいりますから、日本が輸入する場合は、輸出国に対して要求事項を出しますから、それに関しては具体的な基準ですね。どのような病害虫が必要か。それから、どのような清浄性を求めるのか。そういうことに対しての具体的な基準が必要であるということを一言コメントしたいと考えております。

もう1つ補足させていただきますと、この基準の中ではまさにそのようなことが書いてありまして、輸入国は病害虫危険度評価、Pest Risk Analysis、これについて責任を持つ。それによってその国の適正な保護水準を設定して、それを要求事項に反映させるということがございますので、まさにその点を強調したいということでございます。

以上です。

横地課長補佐 ありがとうございます。

ばれいしょの関係で、増殖資材の作出のための基準ということになります。特に御意見

等ございましたらよろしく申し上げます。

井手様、よろしく申し上げます。

井手委員 今回の議論とは関係ないのですが、御存じのようにばれいしょにつきましては、シストセンチュウだとか一旦まん延すると産地に壊滅的な影響を与えるようなリスクもありまして、現在種ばれいしょの生産につきましては非常に厳格な検査体制のもとに生産しているというふうな状況であります。

したがって、もしこういうマイクロチューバーなりが輸入されるというふうなことになる場合に、今の国内の管理体制みたいな厳格な基準を持って流通させる必要がありますし、また検査体制も先ほどあったような一定期間栽培して、病気の罹病の状況を見るなどの措置も必要ではないのか、その辺の基準を現在どのように考えられているのかということをお聞きしたいと思います。

阪村検疫対策室長 おっしゃいましたように、ばれいしょというのは栄養繁殖し、そのものが圃場にまいますから、一旦病害虫があると、これは取り返しのつかないことになる可能性が非常に高い作物でございます。私ども植物検疫当局としてもそのことは十分に認識しておりまして、ジャガイモの病害虫の評価を行いまして、どうしても危ないもの、それから検査や検定でなかなか防ぐことができないもの、これについては禁止をしている。それ以外についても隔離栽培が必要というようなことで対応させていただいております。

今後でございますけれども、もちろんそういうリスク評価、これは強化なり、また追加なり、必要がないものについては検疫の対象から外すということもあり得るのですけれども、それは病害虫の危険度評価によると思います。何を守るべきか、何を守らなくていいのか、そこは基本だと思っております。まさにそのPRAをもって対応したいというのが基本的な姿勢でございます。

ただ、1点、この基準ができた場合、これをもとにしてうちはこのシステムにかなっているから解禁してくれという国が当然あらわれます。もちろん今もあるのですけれども、その際にはこの基準をもって対応していかないといけません。その際に一番重要なのは、日本でどのぐらいの保護水準を持ってやっているか。常にそことの比較になりますから、まさに国内のばれいしょの生産体系、これの保護水準、そういうものも今後問題にされる可能性はあると思います。

私、検疫の室長ではございますけれども、国内のばれいしょにつきましてはまたもう1つ別の部署もございますので、もし追加であればお願いしたいのですけれど。

相原課長補佐 国内検疫を担当しております相原と申します。

この国際基準は技術的な立場から検討して所与のコメントを IPPC 事務局に提出していくことになるということですが、今、阪村室長のほうからお話があったとおり、輸入検疫だけでなく、国内措置についてももちろん、国内でとられている措置の保護水準というのが問題になってくるということで非常に密接な関係があります。したがって、農林水産省といたしましても関係の部局、関係者と御相談しながらどういうあり方がベストなのか、検討をさせていただきたいと考えております。

小川国際基準課長 ちょっとだけ補足させてください。

きょうもちょっと出てきている中で、ALOPという言葉が5回、6回出てきているのですが、これ、実は非常に難しい概念で、acceptable level of risk とか、appropriate level of protection、どこまで守るのか。裏から言うところまでリスクを受け入れるのかということなんですね。そうすると、それはそもそも質的なものなのか、量的なものなのか。例えばフードセーフティーなどで問題にすれば、例えば食中毒での死者を年間何人まで受け入れますかとかというのは聞いたことないですよ、日本では。したがって、そこをどうやって議論していくのか。かなり科学的にアプローチしようとする、例えばニュージーランドなどだとそういうことにトライしようとしたりとか、あるいは5年間で半分にしますというようなものもALOPの類型にはなり得るんです。

それともう1つ、今の御説明で国内措置との関係でいくと、国内措置のALOPというのはなくて、ALOPというのは国内措置によって守ろうとしているものになるわけです。このときに重要なのは、国内でやっていることよりも厳しいことを外国には求められないということですね。そこはあります。ALOPと言わなくも、求めている措置が国内に甘く、外国に厳しくというのは国際的に認められない。逆は実は認められます。外国に甘く、国内に厳しくというのは実は認められるのですけれども、そういうものだというふうに御理解いただければと思います。

井手委員 国内措置の検討自体はされているのかという質問なのですが、現在種ばれいしょの生産は、種ばれいしょ農家に限定して栽培されているわけなんですけれども、マイクロチューバーが輸入されて、自家採種なりで既存の検査体制の外で種ばれいしょを生産された場合に、その経路で、例えば無菌状態で輸入されたとしても、病気が付着するというふうなことも考えられますので、現在の国内措置と同様の措置をお願いしたいというふうに思います。

阪村検疫対策室長 ありがとうございます。

種ばれいしょの検疫につきましては今後国内的にもまた検討していくべき課題があると思いますので、私どもとしても取り組んでいく所存でございます。

田島委員 この基準は実際施設とかそういうものをすごく厳しく書かれているのですけれども、日本のコメントの中にもあるのですけれども、大もとになる無菌の苗というものがどういうふうに検定されて無菌を証明されているか、何をやってそれを無菌としているか、そういうものが何も書かれていないというのが1つありまして、実際私たち種苗管理センターでもいろんな手法を用いてウイルスの検定はしていますけれども、何を目的にそれを行ったのかというのがないのが1つと、それと輸入、輸出の関係に二国間でなった場合に、我が国にないようなものの検定とか、無病の証明をしると言われたときに、そういうことまで言われるのかどうかというのが1つ疑問なところがあるんです。万が一、日本にないような病気に対しても相手国はあるから無病を証明しろと言われたときの対応というのはどうしたらいいのかというのがわからないところがあったものですから、その辺、お聞きしたいところなんです。

阪村検疫対策室長 ありがとうございます。

前段のコメントにつきましてはまさに具体的な基準なり、技術的な裏づけが要するということにつきましては、コメントに反映させていただきます。

2点目の日本にない病害虫の評価なり、措置をどうするか、どう判断するかということでございますけれども、鈴木委員などはよく御存じかと思われませんが、私ども植物防疫法の施行規則別表の2に輸入が禁止されている植物というのがあります。この付表で大臣の定める条件というのをつけてございます。まさにこれを作るときに、日本にない病害虫、これの評価をしまして、相手国に措置を求めてやっているのですけれども、その際には国際的な文献ですとか、相手国の研究者とのディスカッション、必要に応じて相手国に行って現地の調査をする。そのような措置を重ねまして、これであればホストを輸入しても病害虫が侵入する危険がないということがわかった段階で検疫措置案をつくりまして、もちろん公聴会を開催いたしまして輸入を解禁している。解禁すれば終わりではなくて、解禁後に要求事項が守られているかについてしっかりと監査をするというような体制で対応しておりますから、同じような科学的、かつ実施可能なアプローチ、これを検討していくことになると思います。

横地課長補佐 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

ほかにございますでしょうか。

秋山様、お願いします。

秋山委員 この基準だけの問題ではないのですけれども、この翻訳全体を通じて1つコメントしておきたいのですが、この基準で使われている should、must、この翻訳ではすべて同じような表現にされております。これを仕分けして、また、can、may、have to 等きちんと区別して明確に訳さないと、これはWTOのほうにも影響しますし、その辺を注意して、これまでの和訳すべて見直されて、特に should はそんなに強い意味はないですから、この基準ではね。一般的な文法ではちょっと違うんですけれども、そういうこともよくわきまえるというか、理解した上で全体の表現を統一しないと、和訳だけ見る人がいますので、must と should がちょっと仕分けされていないような気がします。

小川国際基準課長 ありがとうございます。

私どもはこの翻訳に全くかかわってなくて、実は1つお聞きしたいとも思っていたんです。今まさに秋山さんから指摘していただいた should と must というのはI P P C上は今議題の1つになっていて、スペイン語に should がないんですね。したがって、スペイン人は should といえば must なので、ここをちゃんと区別させようというのでずっと今回の総会でも実は議論になっています。確かにやっていかなければいけない。

1つは、確認なんですけれど、きょう確かに翻訳の御指摘をたくさんいただいております。実は私ども国際基準課では日本語に訳さないというルールを持っていて、英語できたものは英語でしか読みませんし、コメントも日本語というのは作りません。最初から英語でつくる。要するにミスリスクを減らすということで、じゃ、そんなに英語ができるのかというと、大してできないのですけれども、そういうことになっているんです。

Codex 関係も担当しているので、その関係者はおわかりだと思いますけれども、私ども日本語に訳すときには、発行元と契約を結んで、日本語仮訳でなくて、日本語訳として出す。しかも政府がクレジットで出すということにしているんですね。非常に慎重にやっています。きょうの会議でも実は私はそういう意味では日本語を全然読んでなかったんです。今御指摘いただいて、ちょこちょこ見ていただくと、確かにおっしゃるとおりだと思います。

他方で仮訳だからいいじゃないかというふうにも若干思っていたんですけど、やはり日本人であれば、ここからが御確認なのですけれど、日本語と英語が出ていればやっぱり日

本語をごらんになるのが普通なんですよね。こういうふうには2つ資料を配っていただければですね。恐らく規格のプロのような秋山さんだったら両方読まれて、私、びっくりしていたんですけども、普通日本語を読むという理解でよろしいですね。そういう意味では仮訳だからということで許されないものが規格で、しかもこれが国際基準であるということであれば、そこはやはり厳密にやらなければいけないというのはきょうかなり御意見として出たと受けとめて、作業をやっていきたいとも思っております。

阪村検疫対策室長 御指摘ありがとうございました。

もう1点、私の個人的なあれで補足させていただきますと、総会においては基本的に国際基準は should の世界なんです。must ではないんです。明らかな事実は別として。ですから、そういう意味では should、何々であるという自然体ですね。

ただ、これが一たんジュネーブにあって、W T Oになりますと、should であろうが、may であろうが、must になるんです。ちょっとわかりにくい表現ですけど、国際基準に基づく……。

小川国際基準課長 違う、違う。

秋山委員 should は should。

小川国際基準課長 秋山さんが正しいです。should は should です。should を SPS 協定により “ Shall base ” しなければならぬだけで、今のは違います。

同じように、I P P Cの場合、実は今おっしゃったように have to とかも出てきてしまうんですね。Codex の場合は S P S ができてから should しか使わないというルールにしているんです。それは must なり、have to を使ってしまうと、S P S に持っていったときに、義務になってしまうからと。したがって、そういうふうには自分たちがオブリゲーション、Codex なども負いたくないので、なるべく should にしようやということなので、should にしている限りはW T Oの場に行っても must にはなりません。

阪村検疫対策室長 済みません。私の認識が違っていたみたいですけれども、そういう意味ではI P P Cも基本的には should でございますので、must というのはよっぽどのあれでないと使っていません。

秋山委員 ISPM 15 は must を多用しており、翻訳では、同じ表現で訳しています。ちょっとコメントとして触れさせていただきました。

阪村検疫対策室長 例えば科学的な事実は must に基づいたものは must を使って、それ以外は should にしているという言い訳は ISPM 15 ではしてはいるはずなんです。そういう意

味で和訳の問題です。

秋山委員 和訳が全部同じように、“～しなければならない”と書いてあるから、その辺は仕分けして翻訳されたほうがいいかなと思っただけです。

阪村検疫対策室長 貴重な御指摘ありがとうございます。

横地課長補佐 ありがとうございます。

ほかに御意見はございますでしょうか。

should、must、have to の話で少し盛り上がりましたが、これにかかわらず、このミニチューバーの関係ですね、御意見ございましたらお願いします。

米倉様、お願いします。

米倉委員 ジャガイモのことが出ているので、最後のほうに、この方法によれないものというリストがありましたけれども、それ以外にこの手法で既に先行しているものというものはあるのでしょうか。似たような、マイクロプロパゲーションで手法として議論されているようなものは。

横地課長補佐 ばれいしょ以外でということですね。

米倉委員 はい。初めてですか、これは

阪村検疫対策室長 御質問の向きは栽培用のものでこういう無菌苗を使っている例ということですか。

米倉委員 検疫上、こういうふうにして増殖されたものは、例えば隔離とかそういうのが省略されるとか、ジャガイモに先行して何かありますでしょうか。

阪村検疫対策室長 わかりました。

ウイルスを対象にした苗で無菌状態のものであれば、隔離栽培しなくてよいという扱いのものはあります。

横地課長補佐 よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

よろしいですか。

ありがとうございました。

それでは、以上で国際貿易における無菌ばれいしょの増殖資材及びミニチューバーの基準については終わります。

どうもありがとうございました。

以上で7つの議題について当方からの御説明、対処方針も含めた御提案、そして意見交換は終了となります。

それでは、まだ若干時間もございますので、全体を通して委員の皆様、何か特段御意見ございますでしょうか。発言を漏らしたというようなものがございましたらこの場でおっしゃっていただければと思いますし、イレギュラーな形ではございますけれども、後ろのほうの傍聴の方で特に御発言の御要望があればこの時間を使っていただいても構いません。

それでは、山浦さん、よろしく申し上げます。

山浦委員 IPPCとCBDの定義の違いについてのコメントで、日本としては違いを明確にする必要はないと、付録とすべきだと、そういうお話だったのですけれども、それぞれ重要な国際基準をつくる組織ですから、IPPCにおける定義の重要性ということもあるのではないかと考えるのですけれども、付録とすべきというふうなお考えの根拠をもう一度御説明いただけますか。

阪村検疫対策室長 このコメントの趣旨はこういう比較をすることが悪いという意味ではございませんで、現在においてIPPCの世界でそれだけの需要がないのではないかとということでございます。

横地課長補佐 よろしいですか。

どうぞ。

山浦委員 そうしますと、例えば国際紛争になった場合の定義について、CBDのほうの考え方というものがかなり全面に出てきてしまうというような場面もあり得るかと思うんですけれども、その辺もお考えの上でしょうか。

小川国際基準課長 前提でちょっと申し上げますと、まずCBDは国際基準ではありません。というのは、そこがこの問題の発端なのですけれども、いわゆるWTOのSPS協定上、国際基準を設定できるものというのが限定されているわけですね。CodexとOIEとIPPCだと。食品分析と動物と植物ですと。実は、Dというのがありまして、その他、SPS委員会が認めたものというのがあります。CBDがCBDもコンベンション・オン・バイオダイバーシティーの世界で、国際基準として認めてくれよというリクエストがあって、WTOのSPSサイドが断ったんですね。嫌だと。3つでいっぱいということになって、その後、今度CBDがSPS委員会に対して、私、ここ最近SPS委員会にずっと出ていますので、何をお願いしたかということ、OIEとIPPCについて、うちのものをつくってよと。OIEとIPPCが環境面のものをつくってくれば助かるのだから、

つくってちょうだいよということを行いました。それに対してO I Eのコメントというのは、例えばハブとマングースみたいな形で、マングースがふえてしまったと。そんなもの、知ったこっちゃないというのがO I Eの見解です。

I P P CはI P P Cの序文のところでは環境(environment)という言葉が触れられているんですね。彼らも対象としているのはプラントヘルスなんですけれども、一部入っているので、できる限り取り上げていってやろうと。むしろI P P Cはこの面においては非常に積極的で何とかしてやれないかという取り組みの一環なんだと思うんですね。

したがって、これは各国がやっていったときに、これが物すごく重要だという加盟国がいればサポートしていく問題だと思いますね。

基本的にはI P P CがそういうC B Dの泣きと叫ぶならあれなんですけれども、要請に何とかこたえられないかということ踏まえて多分お考えになって出している世界なんだと思います。

したがって、どこのエリアの人たちがそれをサポートしていくのかということがないと、具体的な必要性を持っていない国からすると、なかなかどう動かしていった方がいいのかというのが難しいところなんだと思います。

横地課長補佐 ありがとうございます。

今の御説明でよろしいでしょうか。

山浦委員 細かいことでちょっと教えていただきたいのですが、固有種が存在する地域と非固有種である地域との違いというふうなことがI P P Cでも強調されておりますけれども、国境という問題についてC B Dの基本的な考え方、I P P Cの考え方というものにどういう違いがあるのか、あるいはないのか、その辺を教えていただきたいのですが。

小川国際基準課長 私、C B Dの国境の概念が、済みません、わかりません。I P P CはN P P O、つまり日本で言いますと植物防疫課ですね。そこが管理監督できるという管轄権を有しているエリアが国境になります。したがって、そこに入ってくるところにおいて水際の検疫措置という問題が出てくる。逆に言えば、そこで守っている、要するに入ってくるのが対象になっているのはペストになりますので、コントロール対象としてのペストが問題になるということです。

済みません。C B Dは、ごめんなさい。私に知見がありません。

横地課長補佐 ありがとうございます。

そのほかございますでしょうか。

古茶様、お願いします。

古茶委員 今日お伺いした話でもって、全部今回は 2008 年 5 月に基準委員会に出たものですね。我が国のコメントの概要というのが出ているわけですが、これを出されたのか、あるいはこれから出そうとしているのかちょっとわからないのですが、特に私ども 15 関係の仕事をさせてもらっているものですから、この新しい基準案に対してどうなるのだろうかということをお心配していらっしゃる方がたくさんいますので、できたら我が国コメントについて私どもの機関誌みたいなのがありますので、そこへ出したいなと思っているのですが、そういうことをしてよろしいのでしょうか。基準案のほうは既に皆さんにお知らせしてあるのですけれど。

小川国際基準課長 プロセスとしてはワークプログラム、ことしの総会で決まったものの 5 ページ目ですね。これのステップ 5 にきょう説明した 7 つがかかっているわけですね。ここの部分でございます。タイトルの横に締め切りは 9 月 30 日ということになっていますので、9 月 30 日まで、そういう意味ではきょうの御意見を受けとめてさらに内部で検討してコメントを出す。そうしますと、毎年大体 11 月だと思えますけれど、基準委員会で各国コメントを踏まえて、もう 1 回スタンダードを見直す。その際の各国コメントはたしか今回の総会で各国から出ているコメント、ほかの国も含めて、インターネット上公開される予定になっていると理解していますけれど、大丈夫だよね、コメント……。出ますよね。そういう意味では、少なくとも英語ではインターネット上全部出るようになっていきます。

古茶委員 10 月……。

小川国際基準課長 恐らく 11 月か……。

ただ、今事務局に聞いているところだと、物すごくお金がないと言っていたので、どういうタイミングでやるのかなんですけれど、スケジュール上は 11 月になっております。

阪村検疫対策室長 そうすることで、コメントは明らかになるような手はずになっていますけれど、事、機関誌にお載せに……。

古茶委員 10 月号に……。

阪村検疫対策室長 それはちょっと無理かと思えます、タイミング的に。ということで、主なところではございましたらば御相談にのれると思うんですけれども……。

古茶委員 ありがとうございます。

横地課長補佐 ありがとうございます。

金子様、お願いします。

金子委員 今回のヒアリングはステップ5というところに関するヒアリングだと思うんですけど、今日いただいた資料、ワークプログラムを拝見させていただきますと、かなりステップ4のところにはいっぱいあるのと、トレンドとしては何か非常に細かいプロトコルみたいな、今日マイクロチューバーの話とかありましたけれども、非常に細かいものがどんどん出てくる感じがします。そういった場合にとりあえず今度ステップ4がステップ5になってくるものがこの中で出てくるのでしょうか、このようなヒアリングをすべてのISPMの改定とか新たにつくるということに関して今後やられていくのかどうか、それとも余り関係ないものに関して、プライオリティーが低いものに関してははしょってやられていくのか、そこら辺の方針をお聞かせ願えればと思います。

横地課長補佐 ありがとうございます。

小川国際基準課長 このワークプログラムなんですが、レギュラー・プロセスに書いてあるものというのは多分この話にのるのだと思います。5月に基準委員会をやって、6月からカンントリー・コンサルテーションをやって、9月30日までが締め切りよというのが1つの流れになっていますので、それは可能だと思います。

問題は、きょう説明しましたスペシャル・プロセスと書いてあるものですね。今、金子さんが妙に詳しいものというふうに言われているものがほとんどそれに該当していると思いますが、これはいつくるかがわかりません。eメールベースで、じゃ、いこうといったときにどーんときますので、そういう意味ではちゃんと適時適切なタイミングで意見を聞いていくことがなかなか實際上難しいというふうに思われます。

阪村検疫対策室長 補足させていただきますと、まさに小川のほうから御説明したように、レギュラーのものについてはCPMの総会の前、それからこのタイミングで可能な限りお諮りする予定でございます。ただし、スペシャル・プロセスにつきましてはいつくるかわかりませんので、なかなか難しい面はあると思います。

ただ、こういう会合ではなくても、個別に意見をお聞きすることはできると思います。

なぜスペシャル・プロセスがそういうことになるかといいますと、基本的には政府の役人の話し合いではなくて専門家での話である。ANNEXのたぐいですとか、消毒基準、同定診断の検索表とか、そういうことであるので、あえてレギュラーほどオープンではないということでございます。

横地課長補佐 ありがとうございます。

時間もおおむね5時になろうかと思いますが、特にという御意見がございましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

閉 会

横地課長補佐 本日2時から始めておりまして、5時までの長い間ありがとうございました。

閉会に当たり、植物防疫課長から一言御挨拶させていただきます。

都倉植物防疫課長 大変長時間ありがとうございました。

本日この会議を開催するに当たりまして、皆さん関係の方々に集まっていたいろいろな意見をお聞かせいただきまして、我々のみでは気がつかない点や貴重な御意見をいただきました。またいろいろ検討させていただきたいと思います。

なお、和訳の問題も含めまして、いろいろ御指摘いただきましたことについて、直すべきところは直して、またよりよいものにしたいと思っております。

本日はどうも長い間ありがとうございました。

横地課長補佐 ありがとうございます。

これをもちまして第3回国際植物防疫条約に関する国内連絡会を終了いたします。どうもありがとうございました。

最後に事務連絡ですけれども、まず1点、本日お配りさせていただいたアンケートなんですが、ぜひ忌憚のない御意見をいただいて、帰りに出口で回収させていただければと思います。無記名で結構でございますので、ぜひ置いていっていただければと思います。

それから、もう1点でございますが、今回いただいた御意見を反映した形でI P P Cのほうにはコメントを出していこうと考えておりますが、年度末、年明けになるかと思いますが、今度はI P P C総会に向けて改めてこのような会を開催したいと考えておりますので、また冬になりましたらお声がけをさせていただきたいと思いますので、頭の片隅に置いていただけると大変助かります。

本日はどうもありがとうございました。

